

第三期
十和田市子ども・子育て支援事業計画
計画書素案

令和7年1月時点
青森県 十和田市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	2
第4節 他計画との関係	3
第5節 制度改正等のポイント	4
第6節 計画の策定体制と住民意見の反映	5
第7節 県や近隣市町村との連携	5
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	6
第1節 本市の現状	6
第2節 施策の進捗評価	25
第3節 計画策定に向けた課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	28
第1節 計画の基本理念等	28
第2節 計画の基本目標	29
第3節 計画の体系図	30
第4章 子育てに関する施策の展開	31
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	47
第1節 教育・保育事業等の提供区域	47
第2節 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の二一ズ量推計	49
第3節 教育・保育の量の見込みおよび確保方策	52
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保方策	56
第5節 総合的な子どもの放課後対策の推進	69
第6節 教育・保育の一体的提供と連携の推進	71
第7節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	72
第6章 計画の推進・評価体制	73
第1節 計画の推進体制	73
第2節 計画の評価体制	74

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国では、急速な少子化の進行や子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」を制定し、この関連3法に基づき、平成27年度から就学前の子どもの教育・保育および地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）を施行し、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

十和田市（以降「本市」という。）では、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「十和田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、十和田市の実情に応じた幼児教育・保育の提供および地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策に取り組んだほか、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第二期十和田市子ども・子育て支援事業計画」（以降「第二期計画」という。）を令和2年3月に策定、子ども・子育て支援等に係る多様な施策を展開してきました。

しかし、少子化の流れは留まることなく進行し、人口減少を加速化させています。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、少子化・人口減少に歯止めをかけられるかどうかの重要な分岐点であり、国では令和5年4月に「こども家庭庁」を発足し、こども施策に対する考え方や子ども施策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行、同年12月には「こども未来戦略」を閣議決定し、さらに令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立したことで、さらなる少子化対策の充実強化に取り組むこととしております。

また、近年では、子どもの貧困が社会問題となっており、本市においても令和3年度に実施した「十和田市子どもの生活実態調査」では、回答した子育て世帯の約1割が困窮家庭に該当し、4分の1の家庭において生活に困難を感じているという実態も確認されております。

これを受け、本市では、子ども・子育て支援施策のさらなる充実や少子化対策を図るため、第二期計画の施策・事業の評価等を行うとともに、利用者等へのアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた事業量等を見直しました。その上で「十和田市子ども・子育て支援会議」等で議論を重ね、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする『第三期十和田市子ども・子育て支援事業計画』（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、子どもとその家庭を取り巻く環境の変化に対応しながら、各種子ども・子育て支援施策を総合的に推進できるよう、「第2次十和田市総合計画」をはじめ、本市の各計画との整合性を図るとともに、「次世代育成支援行動計画」および「子どもの貧困対策推進計画」、並びに「母子保健計画」の子どもに関連する分野を一体化し、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」の実現を図るため、市全体で子育てを支え、身近な地域において質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援等各種事業を展開することとします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の定めた基本指針等に即して策定するものであり、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立し、次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和17年3月31日まで再延長されたため、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に推進していきます。

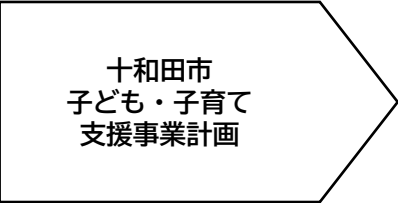
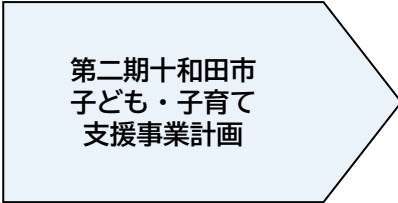
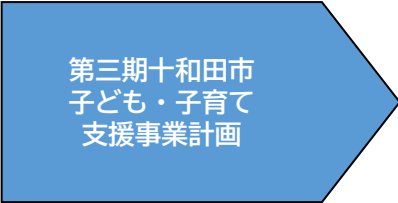
また、本計画では、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」および「成育医療等基本方針」に基づく「母子保健計画」において、相互に関連する施策を整理、包含することにより、切れ目のない支援による子育て環境の充実を図ります。

第3節 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を期間とします。

ただし、本市のおかれている現状を踏まえ、国や青森県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

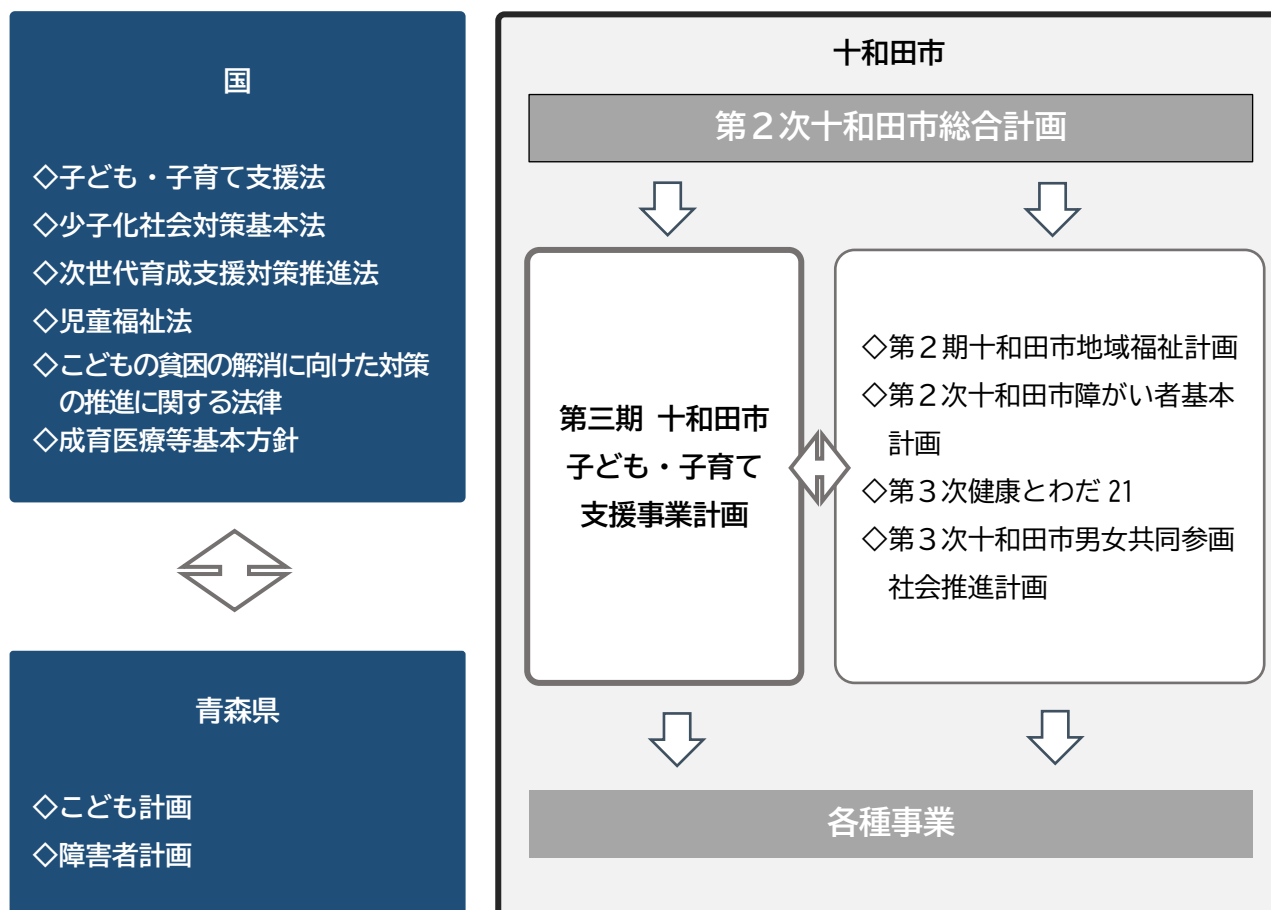
■計画の期間

平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
		

第4節 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、関連する「第2次十和田市総合計画」をはじめとする「第2期十和田市地域福祉計画」「第2次十和田市障がい者基本計画」等との整合性を図りました。

■他計画との連携



第5節 制度改正等のポイント

1 子ども・子育て支援法等の一部改正

令和6年6月に「こども未来戦略」の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部が改正となり、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が創設となりました。

2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、市町村におけるこども家庭センターの設置の努力義務化や子育て家庭への支援の充実等、基本指針の規定が改正されるとともに、その他所要の規定の整備が行われました。

①家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充および利用勧奨・措置に関する事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

②こども家庭センターおよび地域子育て相談機関に関する事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

③その他所要の改正

基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

第6節 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制として、平成25年に設置した、市民公募委員、学識経験者、関係団体代表などの委員で構成される「十和田市子ども・子育て支援会議」があります。「第二期計画」策定時と同様に、計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和6年7月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、加えて、小学生・中学生・高校生等を対象に「こどもの居場所」についても意見聴取を行っています。その調査結果から得られた子育ての現状、今後の子育て支援に係る意向等やこどもの意見は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民から得られた計画最終案に対する意見等を精査しながら、必要に応じて会議で協議・考察した上で、計画書への反映に努めました。

●ニーズ調査

調査種別	対象者	配布数	有効回収数（率）
①就学前児童保護者調査	就学前児童の保護者	1,972 件	532 件（27.0%）
②小学生保護者調査	小学生の保護者	2,532 件	374 件（14.8%）

●こどもの意見聴取

調査種別	対象者	配布数	有効回収数
③こどもの意見聴取	小学生	—	55 件
	中学生・高校生等	—	75 件

第7節 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策にあたっては、市民の必要なニーズ量が確保できるよう、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、相互に連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、県や近隣市町村・保育事業者等との連携と協働に努めました。

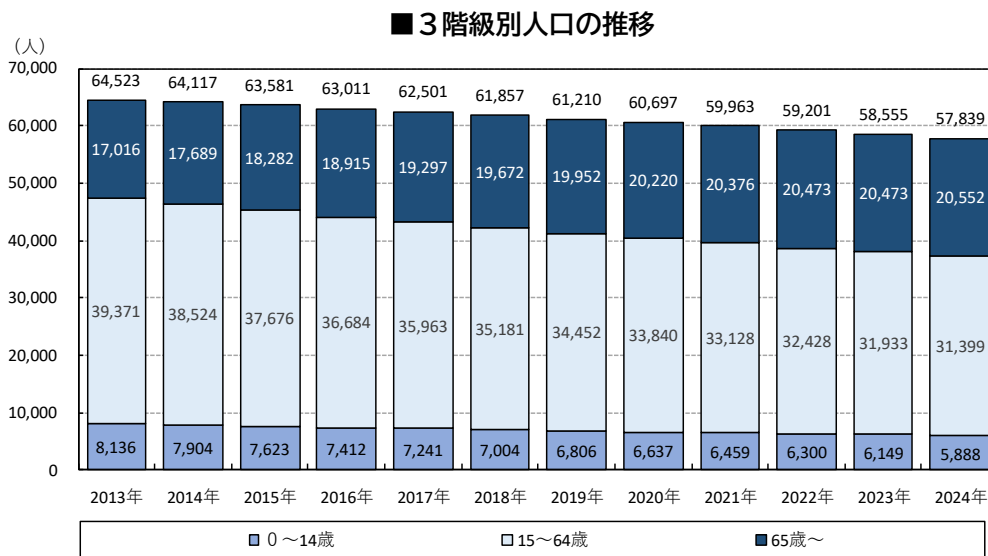
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

第1節 本市の現状

1 本市における人口と子ども人口の状況

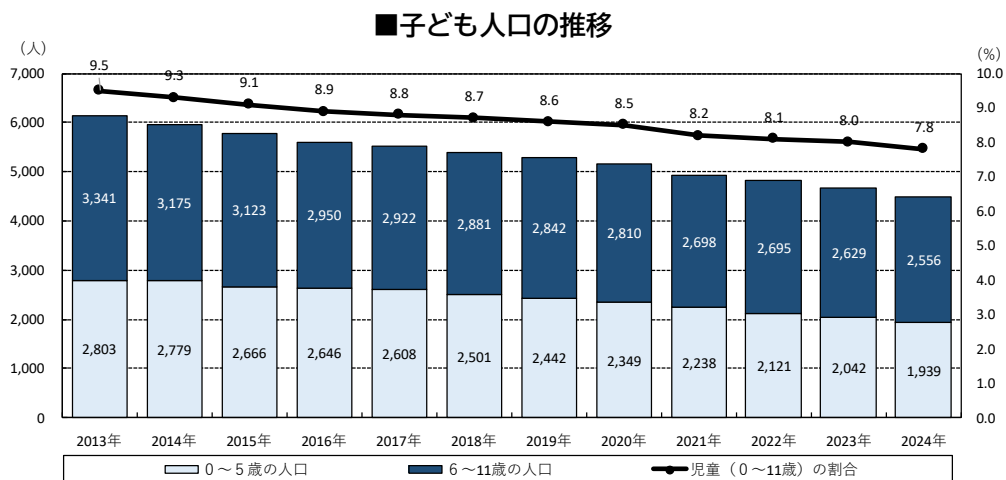
(1) 人口の状況

本市の人口は 2013（平成 25）年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、2013（平成 25）年以降老年人口（65 歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（0～14 歳）は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

2013（平成 25）年以降、総人口の減少割合（10.4%減）よりも子ども人口（就学前児童および小学生）の減少割合（26.8%減）が大きいことから、総人口に対する児童（0～11 歳）の割合は 2024（令和 6）年には 7.8%となり、2013（平成 25）年から 1.7 ポイント低くなっています。



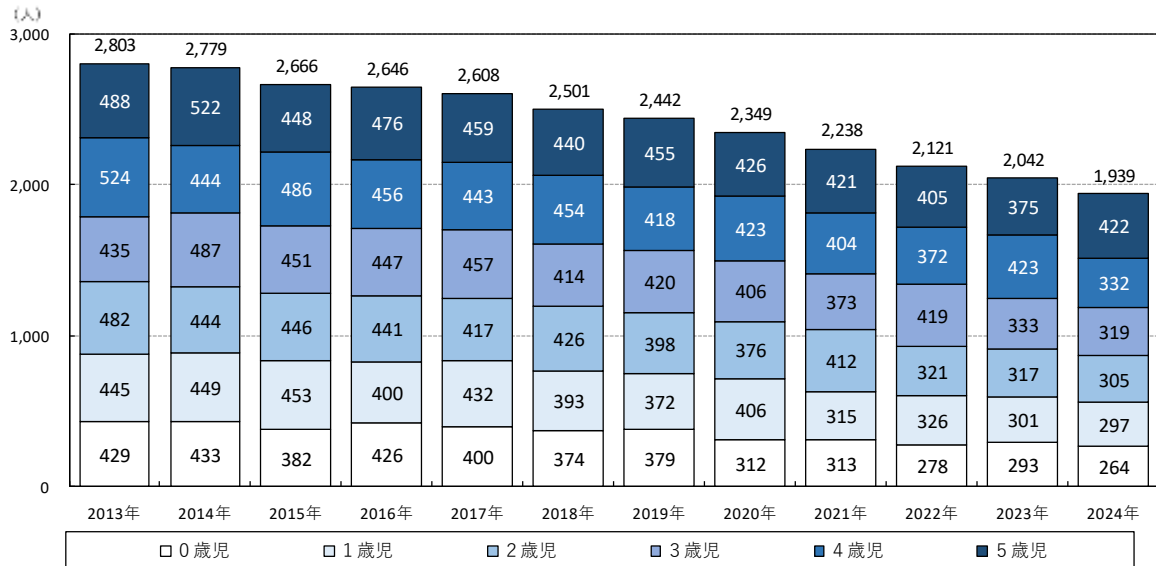
※児童（0～11 歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2013（平成25）年から2024（令和6）年にかけて5歳児を除きいずれの年齢も100人以上減少し、全体では864人（30.8%減）減少しています。

このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから、今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

■0～5歳児の人口推移

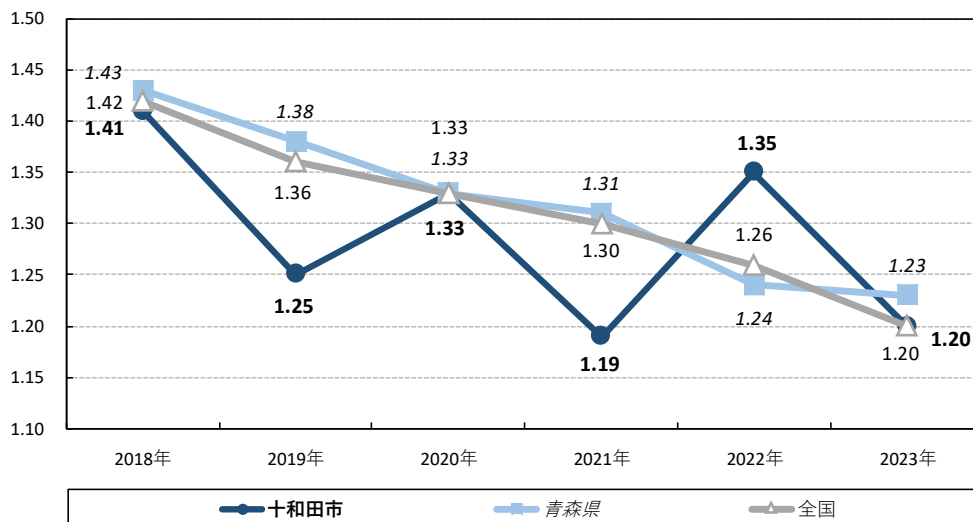


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、変動が大きいものの1.1～1.4台で推移しています。2023（令和5）年は1.20となり、県の値を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



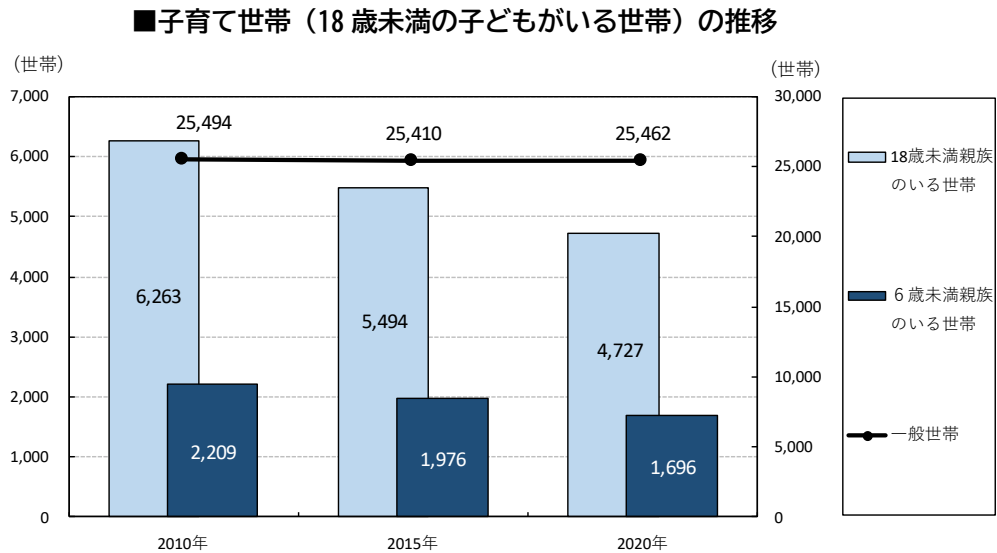
※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

資料：青森県人口動態統計

2 子育て世帯の状況

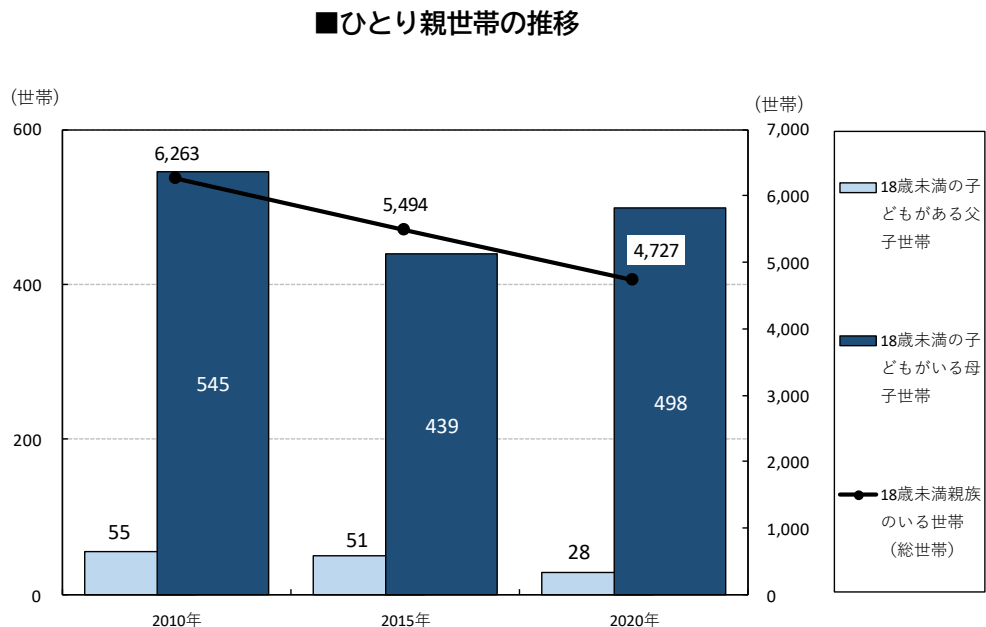
(1) 子育て世帯の推移

2010（平成22）年から2020（令和2）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は横ばいで推移しているものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。



資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると、18歳未満親族のいる世帯の総世帯数は大きく減少しており、父子世帯は減少傾向で推移しています。母子世帯は2015（平成27）年に減少しますが、2020（令和2）年では増加し498世帯となっています。



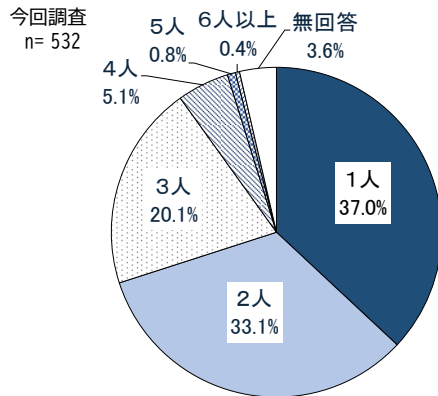
資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

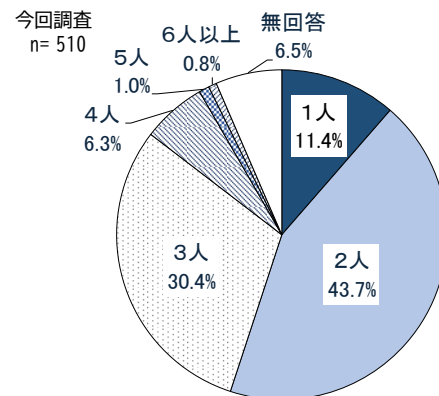
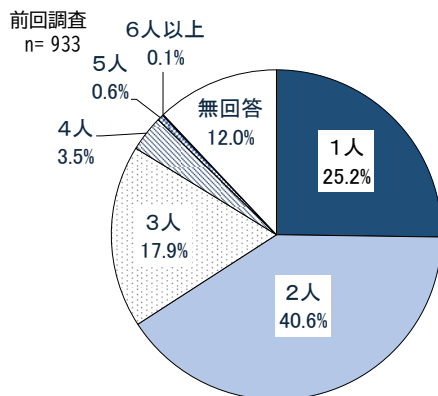
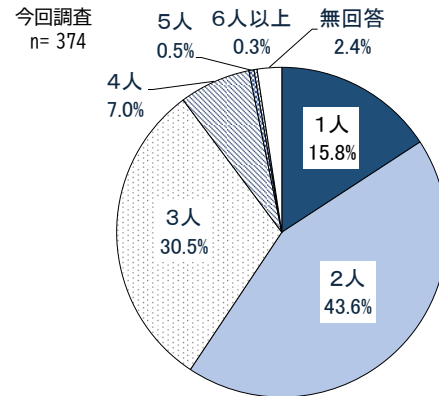
調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童・小学生の世帯いずれも1～2人が5割を上回っており、いずれも前回調査時と比べ「1人」の割合は高くなっています。

■子どもの人数

就学前児童



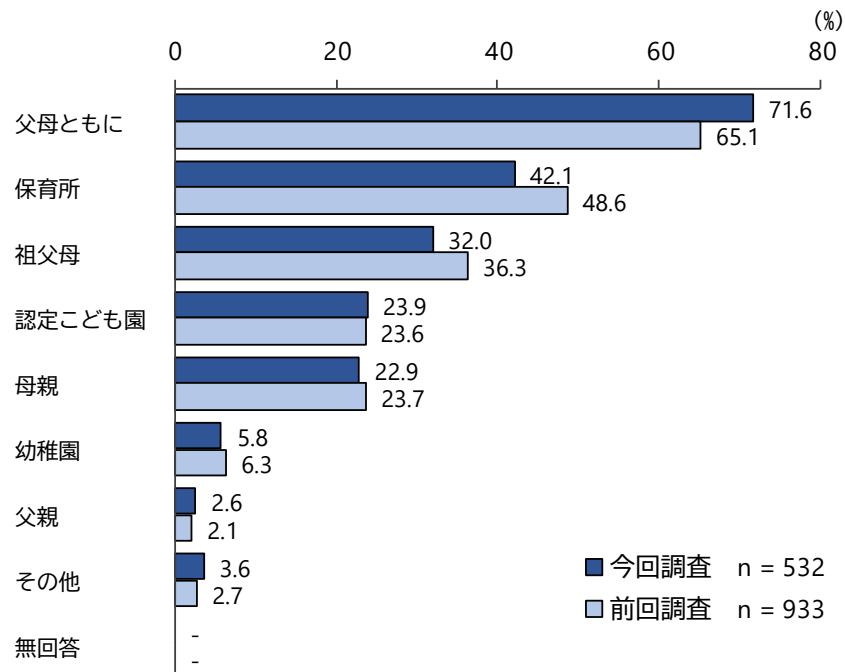
小学生



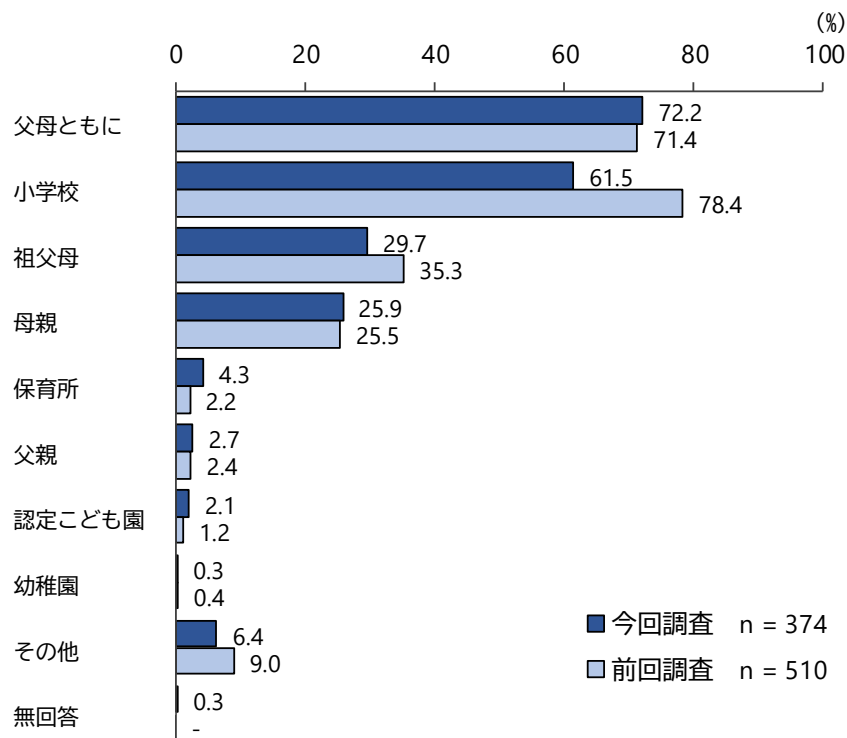
子育てに日常的にかかわっている人・施設については、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「父母ともに」が7割を超えており、前回調査時と比べ割合が高くなっています。

■子育てに日常的にかかわっている人・施設

就学前児童



小学生



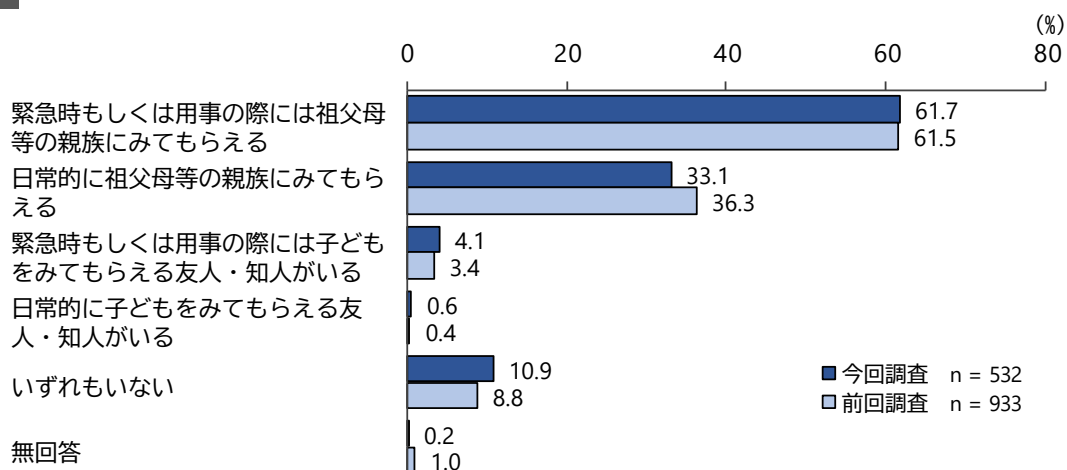
(3) 協力者の状況について

子育てに関する親族・知人等協力者については、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも日常的または緊急時や用事の際を含めて「祖父母」にみてもらえるという回答が9割以上と高く、「友人・知人」にみてもらえるという回答は1割を下回っています。

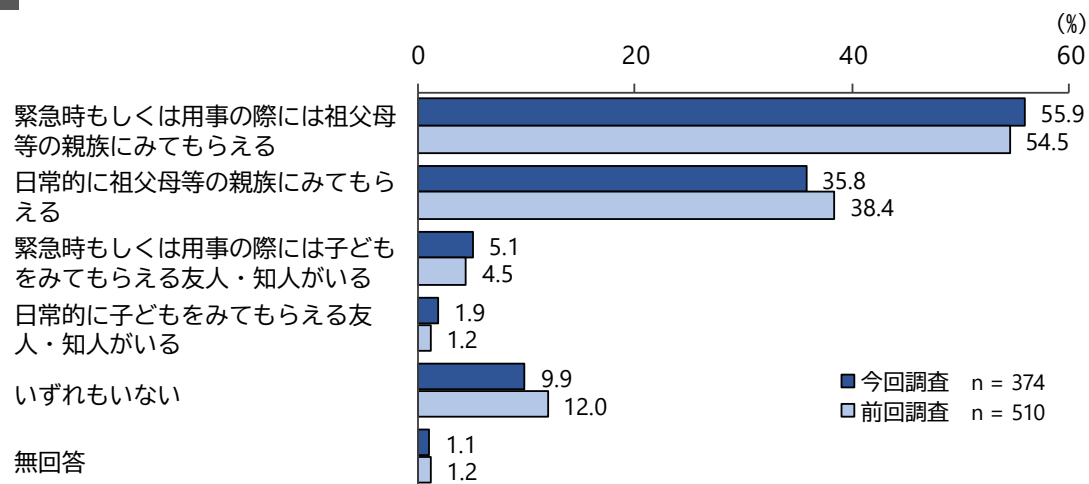
一方で、就学前児童保護者、小学生保護者ともに約1割が「いずれもない」と回答しています。

■子どもを預かってもらえる親族・知人の有無

就学前児童



小学生



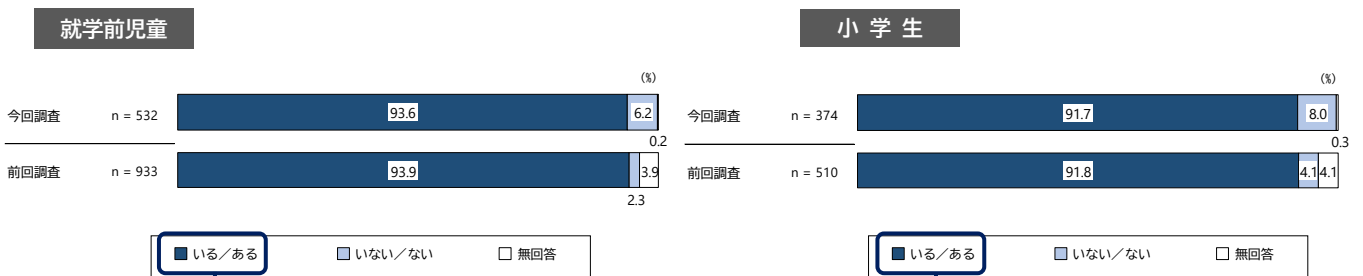
(4) 相談先の有無・相談先について

気軽に相談できる人・場所の有無については、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「いる／ある」が9割以上となっています。

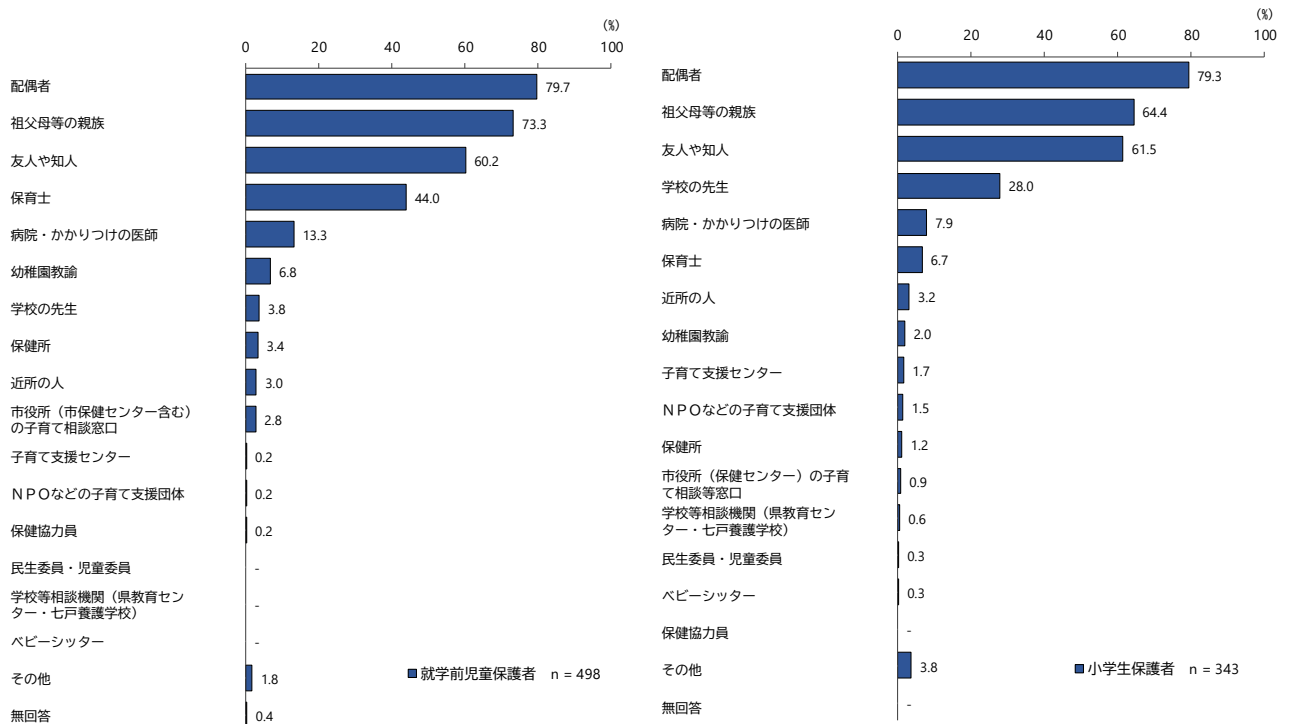
気軽に相談できる先については、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「配偶者」、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が高くなっており、そのほか就学前児童保護者では「保育士」、小学生保護者では「学校の先生」と続いています。

一方で、気軽に相談できる人・場所が「いない／ない」が前回調査時と比べ割合が高くなっています。

■気軽に相談できる人・場所の有無



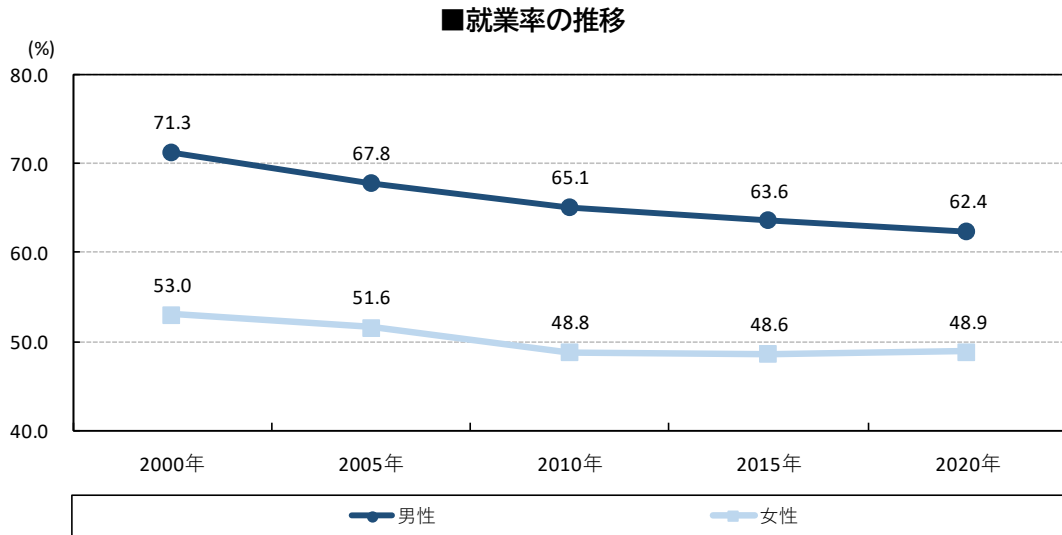
→ ■気軽に相談できる先



3 保護者の就労状況

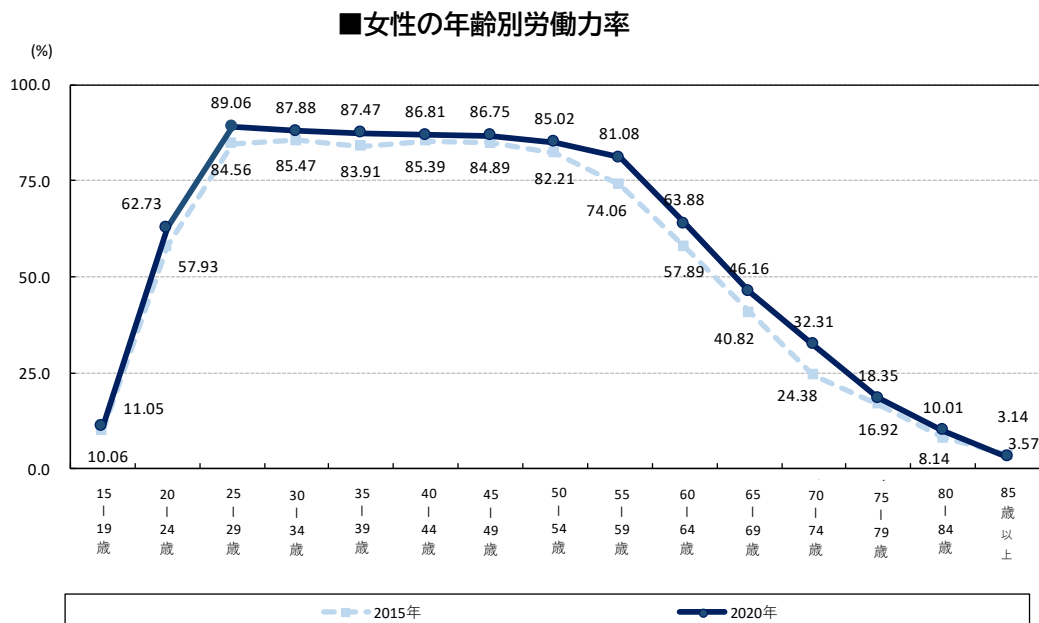
(1) 就業率の推移

本市の15歳以上の就業率をみると、2000（平成12）年から2020（令和2）年にかけて男性は減少傾向、女性は2010（平成22）年から横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは本市ではほとんど現れず、通常低くなる30～44歳でも80%以上と高くなっています。



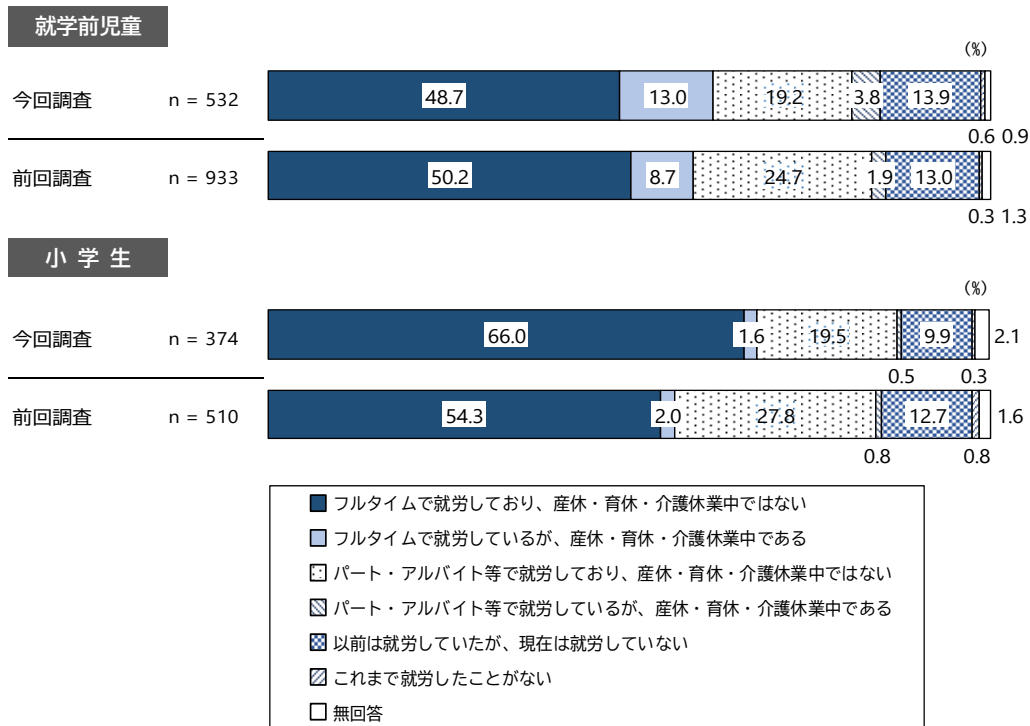
資料：国勢調査

(2) 保護者の就労状況について

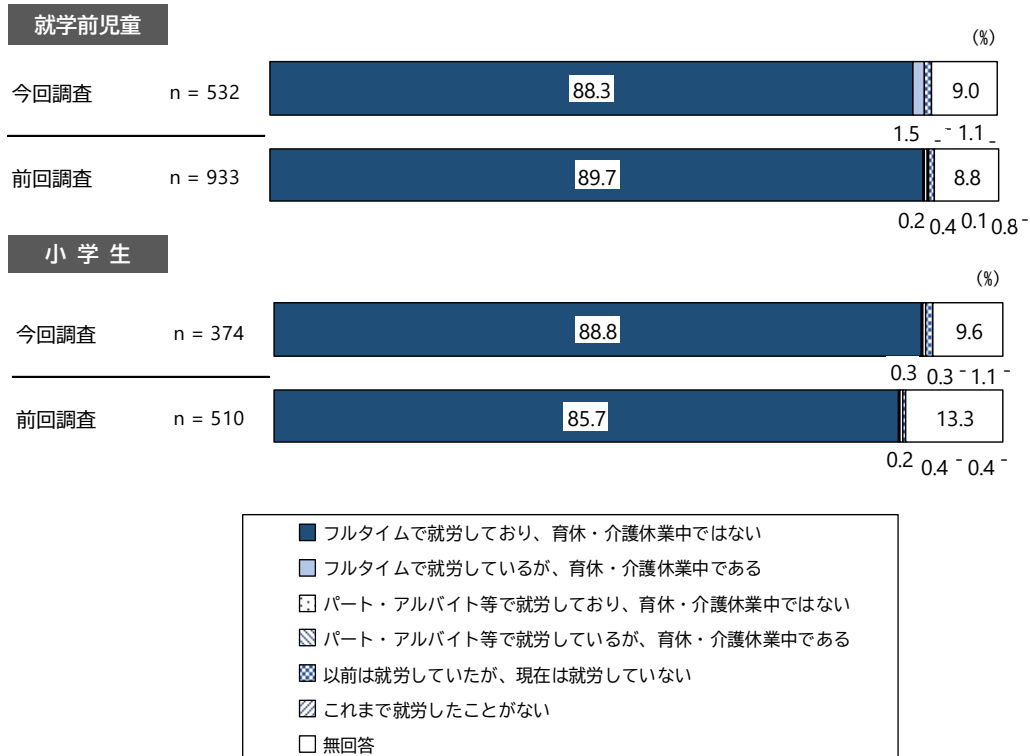
両親の就労状況をみると、父親の約9割がフルタイムで就労しており、母親は育休・介護休業中の方も含めると、8割以上がフルタイムやパート・アルバイト等で就労しています。特に母親の小学生保護者については、フルタイムの割合が前回調査時と比べて11.3ポイント増となっています。

■就労状況

【母親】



【父親】



母親の出発時間は、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「7時台」が最も高く、帰宅時間は就学前児童保護者では「16～17 時台」、小学生保護者では「18～19 時台」が最も高くなっています。

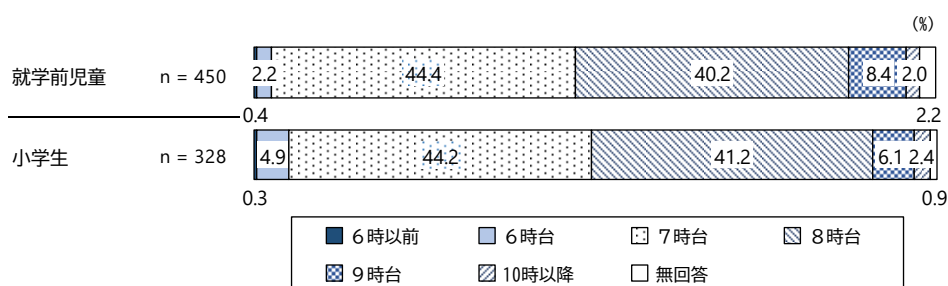
また、父親の出発時間は、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「7時台」、帰宅時間は「18～19 時台」が最も高くなっています。

就学前児童保護者、小学生保護者いずれも平均出発時間は父親が母親より早く、平均帰宅時間は父親が母親より遅くなっています。

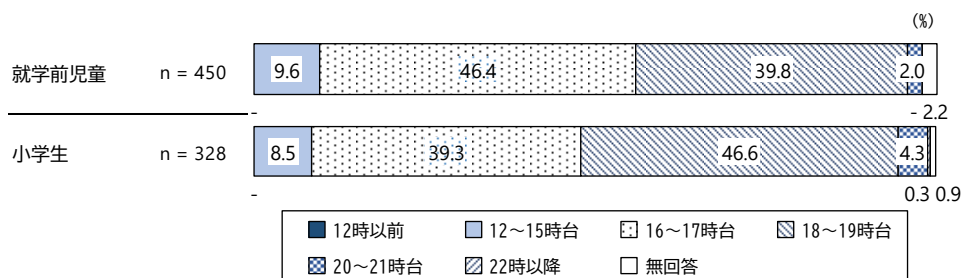
■出発時間・帰宅時間

【母親】

出発時間



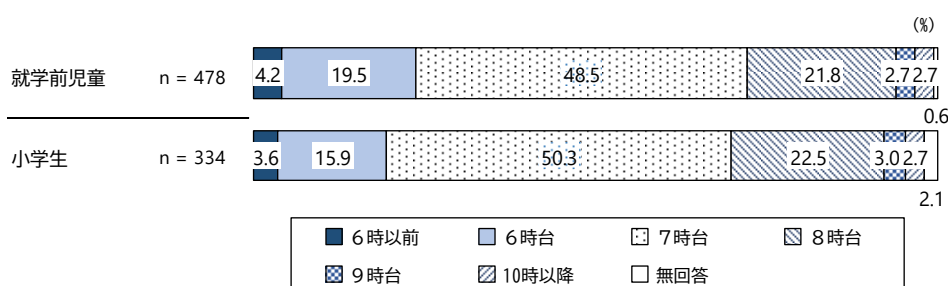
帰宅時間



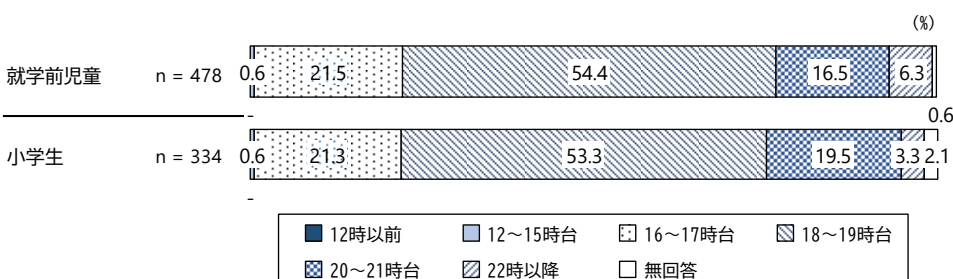
	平均出発時間	平均帰宅時間
就学前児童 (n=450)	7時38分	17時07分
小学生 (n=328)	7時37分	17時23分

【父親】

出発時間



帰宅時間

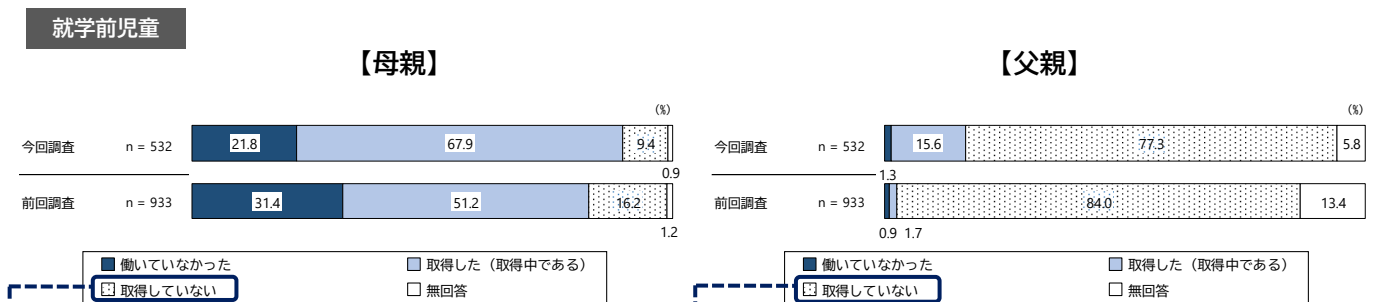


	平均出発時間	平均帰宅時間
就学前児童 (n=478)	7時10分	18時56分
小学生 (n=334)	7時10分	18時38分

(3) 育児休業制度の利用状況

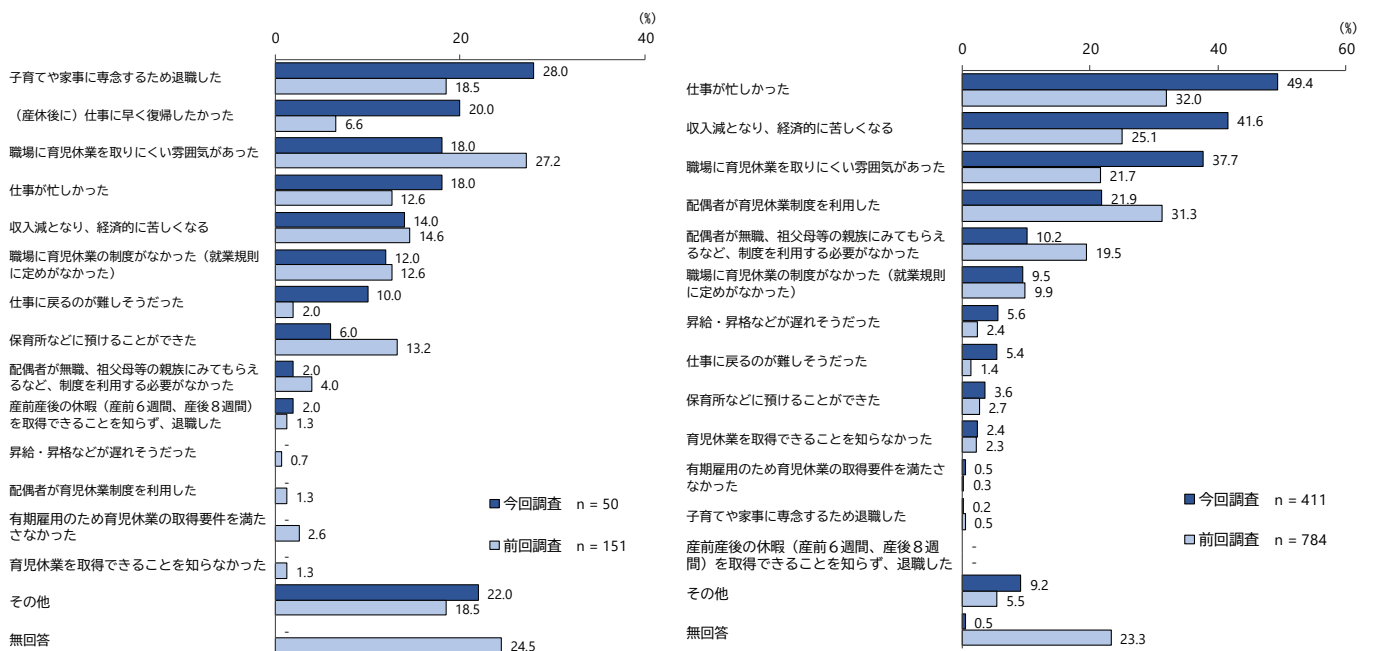
育児休業の取得状況をみると、母親では育児休業を取得した（取得中である）方が67.9%となっており、前回調査時から16.7ポイント増加しています。父親でも取得した（取得中である）方が15.6%と、前回調査時から13.9ポイント大幅に増加しているものの、いまだ約8割の方が育児休業を取得していない状況でした。

■母親・父親の育児休業制度の利用状況



■取得していない理由

父親の育児休業を取得していない理由としては、「仕事が忙しかった」が49.4%と前回調査時から17.4ポイント増、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が41.6%と16.5ポイント増となりました。



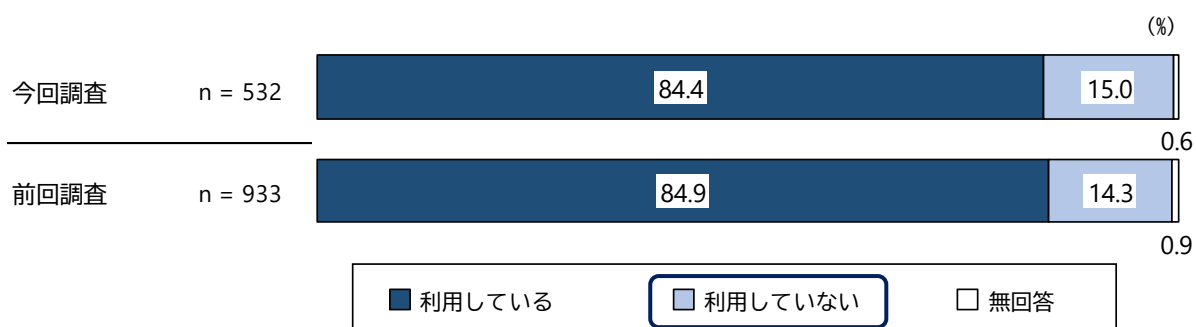
4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業

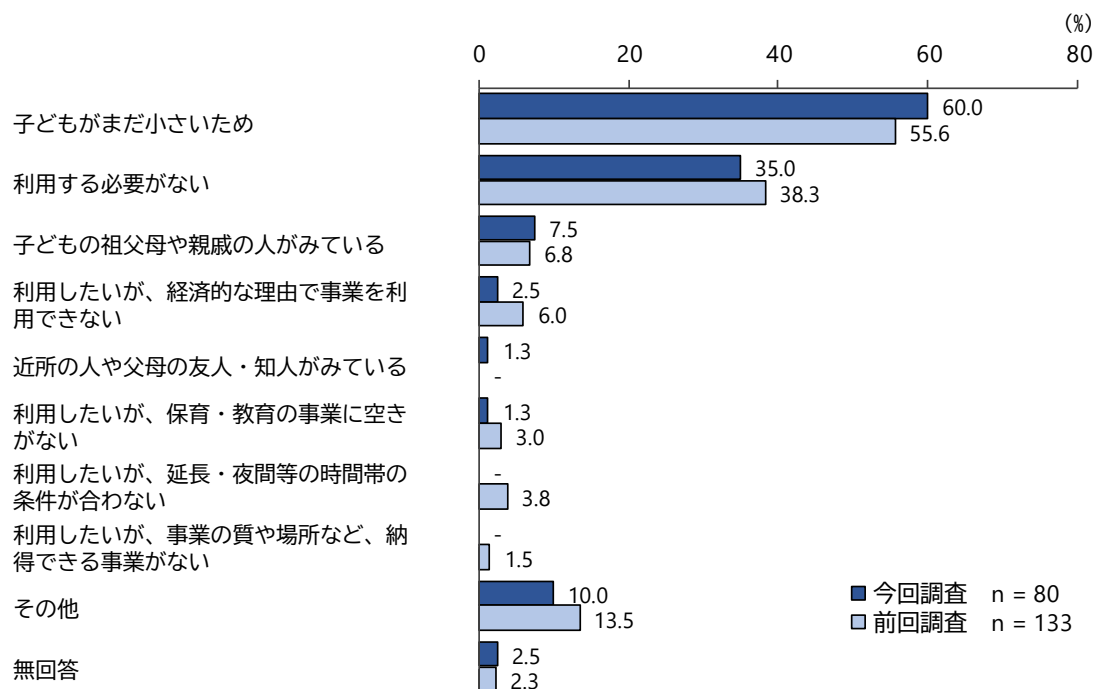
定期的な教育・保育事業を利用している方は8割以上となっており、前回調査時と大きな変化はありません。定期的な教育・保育事業を利用していない方の理由として、「子どもがまだ小さいため」が60.0%と最も高く、次いで「利用する必要がない」(35.0%)となっています。

■定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童



■定期的な教育・保育事業を利用していない理由

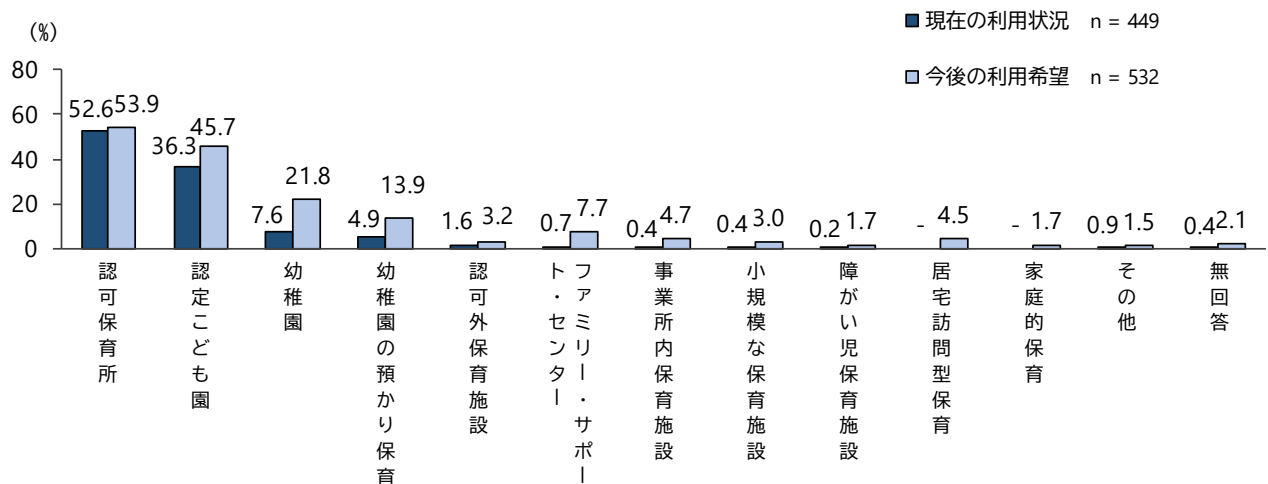


平日の定期的な教育・保育事業の現在の利用状況は、「認可保育所」が52.6%と最も高く、次いで「認定こども園」(36.3%)となっています。

利用状況と今後の利用希望を比較すると、希望として「幼稚園」が14.2ポイント増、「認定こども園」が9.4ポイント増、「幼稚園の預かり保育」が9.0ポイント増となっています。

■教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望

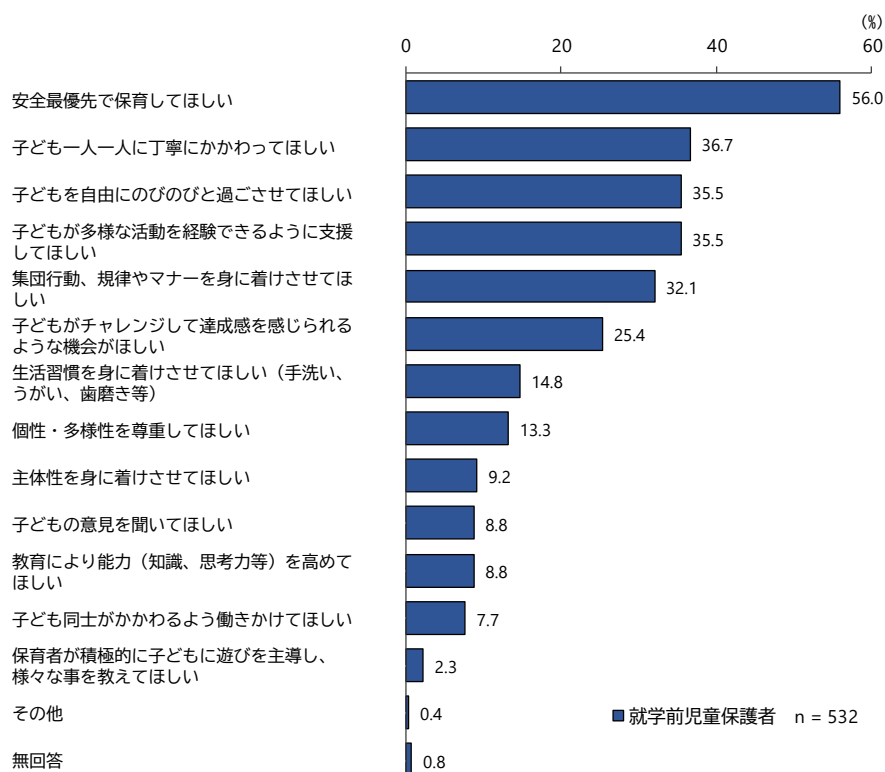
就学前児童



子どもを通わせる施設に求めることについては、「安全最優先で保育してほしい」が56.0%と最も高く、次いで「子ども一人一人に丁寧にかかわってほしい」(36.7%)となっています。

■子どもを通わせる施設に求めること

就学前児童



(2) 放課後児童クラブ（仲よし会）

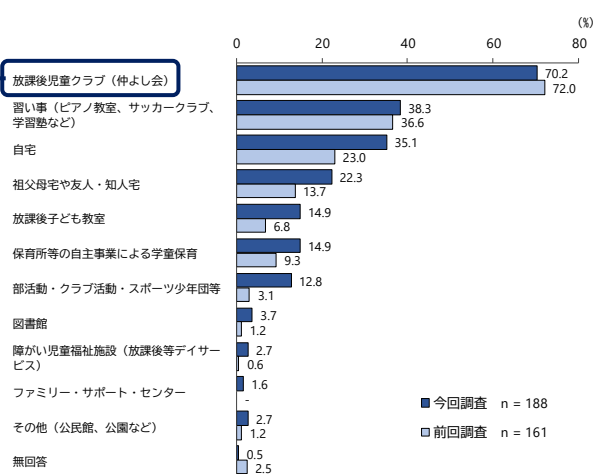
小学校1年生～3年生の期間において、希望する放課後の居場所としては、就学前児童保護者は「放課後児童クラブ」、小学生保護者では「自宅」の割合が高くなっています。

前回調査時と比較すると、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「放課後児童クラブ」の希望は低くなっています。

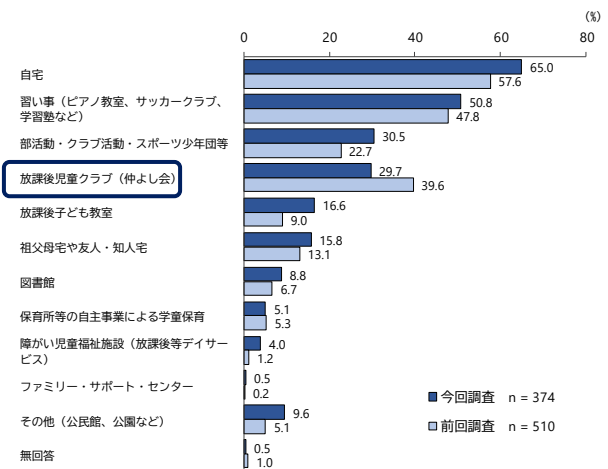
「放課後児童クラブ」と回答した方の利用希望時間については、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「下校時から17時台」が最も高くなっています。

■放課後児童クラブの利用状況

就学前児童

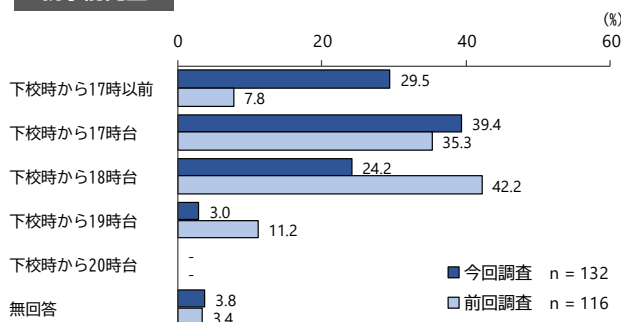


小学生

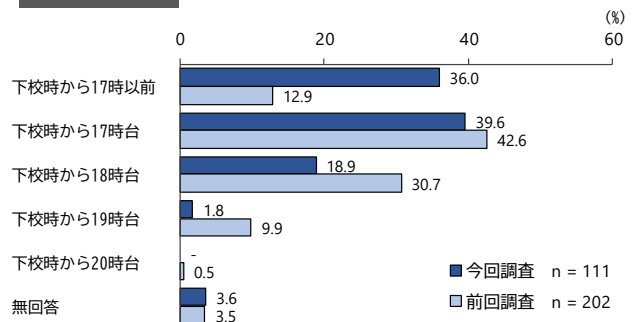


■利用希望時間帯

就学前児童



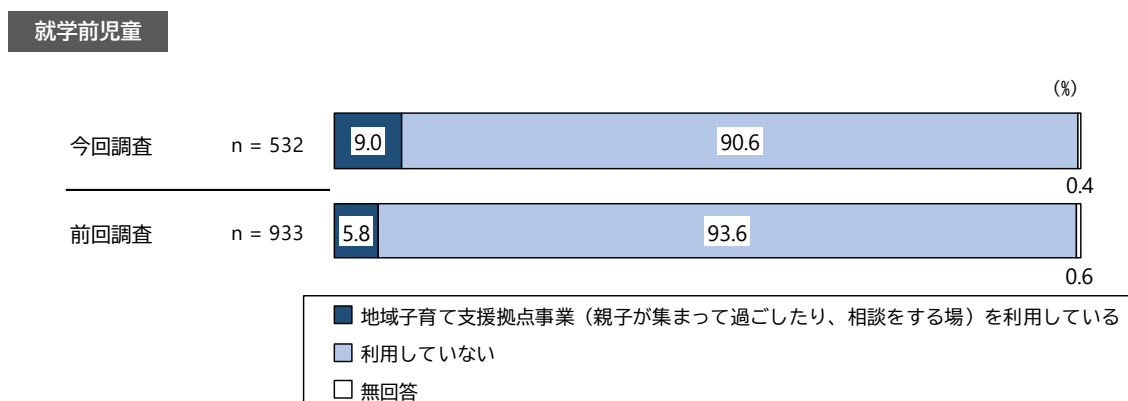
小学生



(3) 地域子育て支援拠点事業

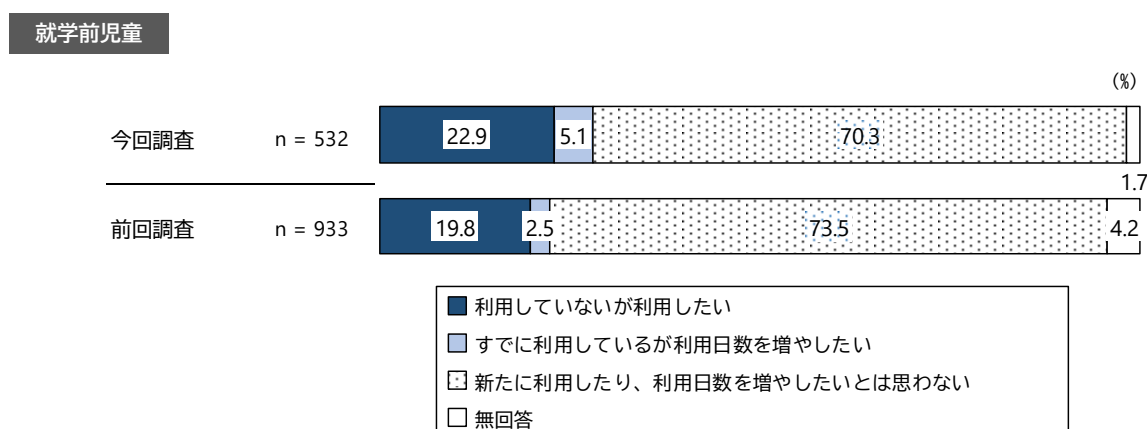
地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用している」が9.0%と、前回調査時と比べて僅かに高くなっているものの、「利用していない」が約9割を占めています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況



地域子育て支援拠点事業の利用希望については、約3割の保護者が《利用したい》（「利用していないが利用したい」＋「すでに利用しているが利用日数を増やしたい」）と回答しており、前回調査時と比べてその割合は高くなっていますが、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が約7割を占めています。

■地域子育て支援拠点事業の利用希望

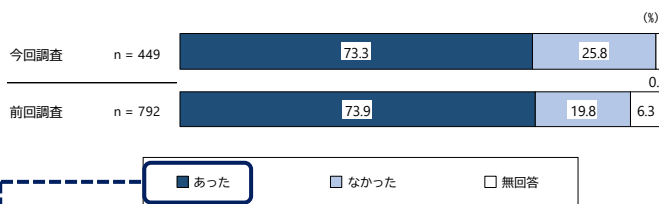


(4) 病児保育事業

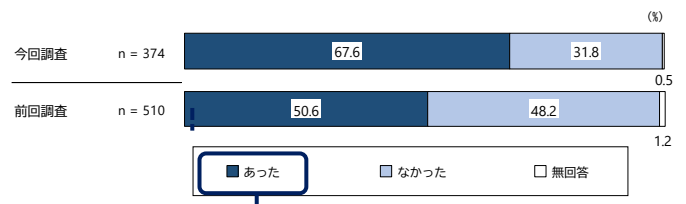
病気やケガで保育を利用できなかった/学校に行けなかったことの有無については、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「あった」が約7割となっています。その際の対処方法については、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「母親が休んだ」が8～9割と最も高く、「父親が休んだ」、「親族・知人に子どもをみてもらった」と続いており、特に「父親が休んだ」は就学前児童保護者、小学生保護者いずれも前回調査時と比べて10ポイント以上増加しています。

■病気やケガで保育を利用できなかった/学校に行けなかったことの有無

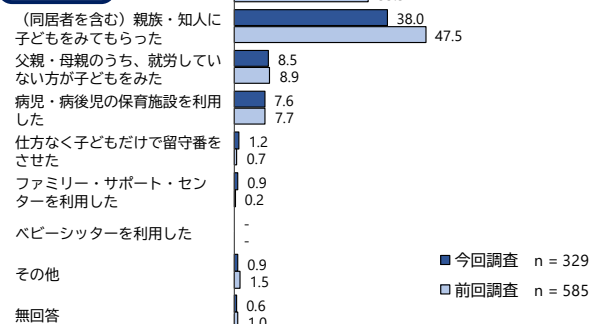
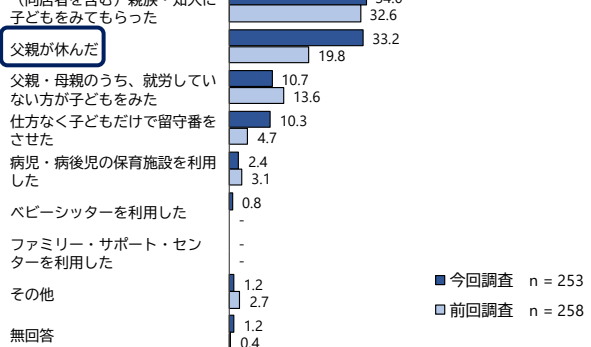
就学前児童



小学生

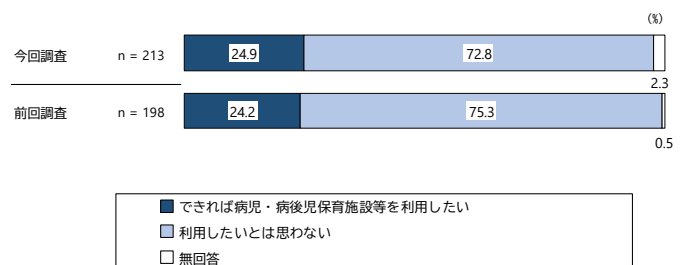
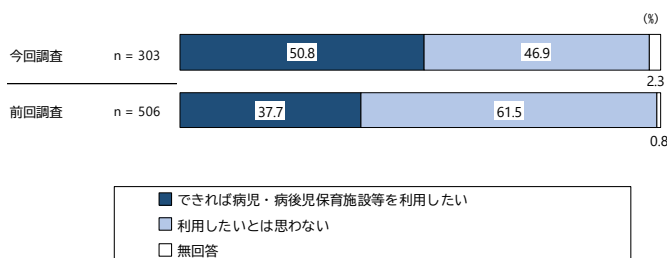


■対処方法

母親が休んだ
父親が休んだ母親が休んだ
父親が休んだ

■病児・病後児保育施設等の利用希望

母親または父親のいずれかが休んで対処した方の病児・病後児保育施設等の利用希望については、就学前児童保護者は「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が5割を超えており、前回調査時と比べて約13ポイント希望者が増加している一方で、小学生保護者は「利用したいとは思わない」が7割以上を占めています。

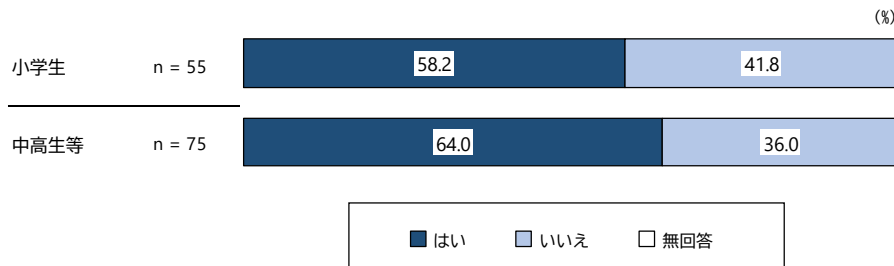


5 こどもの居場所

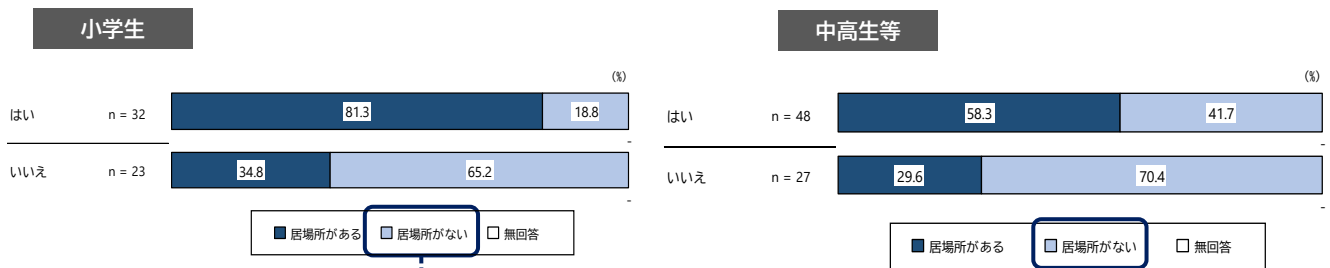
(1) 居場所の現状について

家や学校以外に居場所がほしいか（居場所のニーズ）については、小学生・中高生等ともに約6割が「はい」と回答しています。また、「居場所がほしい（はい）」と回答したこどものうち、「居場所がない」と回答したこどもが小学生で18.8%、中高生等で41.7%となっています。

■居場所がほしいか（居場所のニーズ）

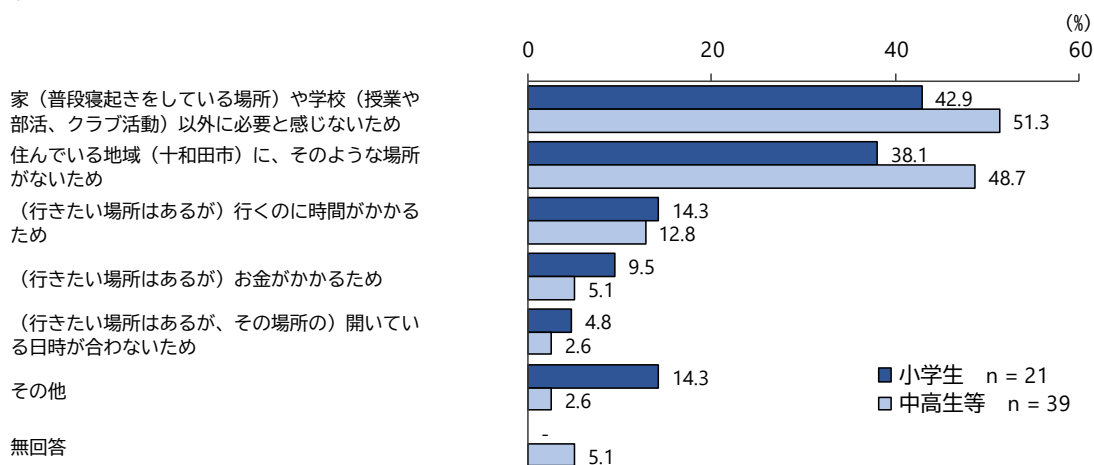


■居場所がほしいか（居場所のニーズ）別、居場所の有無



■居場所がない理由

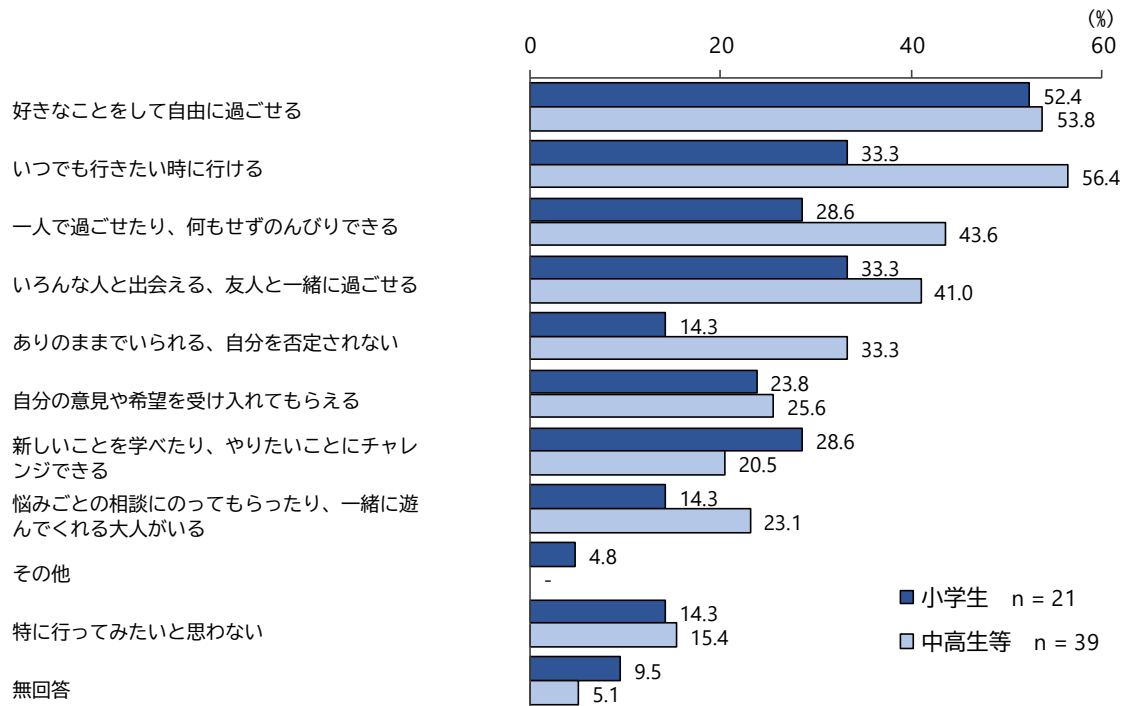
居場所がないと回答した方の理由については、小学生、中高生等いずれも「家や学校以外に必要と感じないため」が最も高く、次いで「住んでいる地域（十和田市）にそのような場所がないため」となっています。



(2) 居場所への要望

利用したい居場所については、小学生では「好きなことをして自由に過ごせる」、中高生等では「いつでも行きたい時に行ける」が最も高くなっています。中高生等では、小学生に比べて「ありのままでいられる、自分を否定されない」が19.0ポイント、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」が15.0ポイント高くなっており、学年によって居場所のニーズに違いがみられます。

■利用したい居場所



6 こどもの貧困

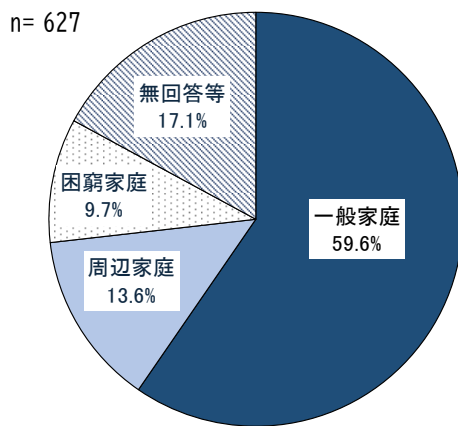
(1) 困窮家庭の割合

令和3年度に実施した生活実態調査によると、アンケートに回答した子育て世帯のうち、困窮家庭は9.7%（627人中61人）、周辺家庭は13.6%（627人中85人）となっています。

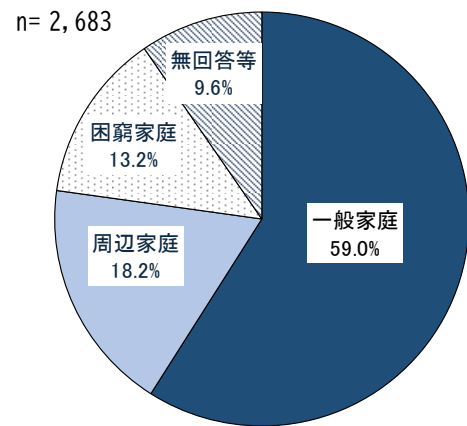
困窮家庭と周辺家庭を含めるとおよそ1/4が生活に困難を感じているという結果から、本市においても貧困問題への対応策を推進する必要性が高いと考えられます。

■子どものいる家庭の「生活困難度」

【十和田市】(令和3年度)



【参考】青森県における困窮家庭の割合



資料) 青森県「青森県子どもの生活実態調査」(平成30年度)

第2節 施策の進捗評価

「第二期計画」は、7つの基本目標と20の推進施策並びに79の具体的事業により構成され、その結果として「推進できた」は76事業（96.2%）、「実施中で推進が見込まれる」は3事業（3.8%）という進捗評価となりました。

施策名	事業数	推進できた	実施中で推進が見込まれる	実施したが見直しが必要	未実施
計画全体	79	76	3	0	0
基本目標1 地域における子育て支援の充実	16	16	0	0	0
推進施策(1) 幼児教育・保育サービスの充実	8	8	0	0	0
推進施策(2) 地域における子育ての支援	2	2	0	0	0
推進施策(3) 子育て支援ネットワークづくり	3	3	0	0	0
推進施策(4) 児童健全育成支援の充実	3	3	0	0	0
基本目標2 親と子の健康確保および増進	17	17	0	0	0
推進施策(1) 子どもや母親の健康の確保	12	12	0	0	0
推進施策(2) 食育の推進	3	3	0	0	0
推進施策(3) 思春期保健対策の充実	2	2	0	0	0
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	15	13	2	0	0
推進施策(1) 次代の親の育成	1	1	0	0	0
推進施策(2) 子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の整備	11	9	2	0	0
推進施策(3) 家庭や地域の教育力の向上	2	2	0	0	0
推進施策(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1	1	0	0	0
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	5	5	0	0	0
推進施策(1) 安全な道路交通環境の整備	2	2	0	0	0
推進施策(2) 安全で安心できるまちづくりの推進	3	3	0	0	0
基本目標5 子育てと仕事の調和の実現	4	4	0	0	0
推進施策(1) 多様な働き方の実現および男女共同参画社会の推進	1	1	0	0	0
推進施策(2) 仕事と生活の調和	3	3	0	0	0
基本目標6 子どもの安全確保の推進	9	9	0	0	0
推進施策(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	3	0	0	0
推進施策(2) 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進	6	6	0	0	0
基本目標7 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進	13	12	1	0	0
推進施策(1) 児童虐待防止対策の充実	4	3	1	0	0
推進施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	5	5	0	0	0
推進施策(3) 障害児施策の推進	4	4	0	0	0

第3節 計画策定に向けた課題

本計画の策定にあたって、ニーズ調査の結果や「第二期計画」の施策の推進評価に基づき、課題を7つに区分し、これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

【課題1】地域における子育て支援

今後、少子化・核家族化がさらに進むと見込まれる一方、勤務形態の多様化、母親の就業率の増加に伴い保護者が昼間家庭にいない家庭の増加により、延長保育・休日保育など、多様な幼児教育・保育サービスの充実や放課後等の児童の居場所づくり、地域における子育て支援の充実が必要と考えられます。

施設や居場所の提供にあたっては、安全・安心面への十分な配慮や、子どもの成長に繋がる支援の充実についても検討が必要と考えられます。

公的な保育サービスや相談機関を活用してもらえよう、すべての保護者が気軽に相談できる（相談しやすい）体制づくりや環境整備をする必要があります。

「こどもの居場所」については、引き続き地域と連携した取組を進めつつ、年齢や環境によって変化する興味やニーズに即した居場所づくりを行い、全てのこどもが安心して過ごせる場の検討をする必要があります。

【課題2】親と子の健康確保

親と子の健康の保持・増進を図るため、異常・疾病等の早期発見に努め、妊産婦および乳幼児等を対象とした健康診査・健康相談、子ども医療費給付事業、食育指導および思春期保健対策等を実施する必要があります。

妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援に引き続き取り組むことで子育ての孤立化を防ぎ、より安心して子どもを産み育てられる環境、心身ともに健やかに成長できる環境の充実を図る必要があります。

【課題3】子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境

本市には、小学校13校、中学校9校があり、家庭や地域と連携した取組を行い、確かな学力と豊かな心の育成に向けた体制づくりが求められています。

教育の原点である家庭教育の質の向上のため、家庭教育に関する講座等を実施するなど家庭教育の充実を図るとともに、近年、インターネットや携帯電話を介して子どもが犯罪に巻き込まれることが社会問題となっていることから、子ども・保護者への被害防止のための啓発を図る必要があります。

【課題4】子育てを支援する生活環境の整備

子どもが安全・安心に日常を過ごすことができるよう、道路整備時における安全対策への配慮、通学路や散歩道の安全状況の確認など、今後も継続した取組が必要です。

また、子どもが日常生活を快適に過ごすことができるよう、老朽化が進行した教育・保育施設の環境の充実を図る必要があります。

【課題5】子育てと仕事の調和

父母ともに育児休業の取得率は増加していますが、依然として父親の多くが育児休業を取得できない状況にあるため、雇用および経済面において、安心して出産・育児ができる環境の充実と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、父親の育児休業取得率の向上を目指し、育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備が求められます。

【課題6】子どもの安全確保

本市の刑法犯の認知件数は増加傾向にあり、交通事故発生件数は減少傾向がみられるものの県平均より高くなっています。また、近年、全国的に犯罪の巧妙化や凶悪化、低年齢化が進んでおり、子どもの日常生活が脅かされています。

本市では、令和6年度にWHOの推奨する「セーフコミュニティ」の4回目の認証を受けました。事故・犯罪・暴力・自殺などを行政・組織・団体・住民の協働で予防し、その方法を科学的な視点から確認し改善につなげていくための継続的な取り組みが必要です。

【課題7】支援が必要な児童への取組

子どもの虐待にかかる相談件数は増加しており、相談内容の複雑・深刻化、対応が長期化する傾向が見られます。要保護児童対策地域協議会等関係機関と連携した対応、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施することが求められています。

養育に不安を抱えるひとり親世帯等が自立した社会生活を送れるよう経済的支援をはじめ、個々のニーズに応じた子育て支援が必要です。

障がいのある子や発達に心配のある子の成長段階に応じた健全な発達が図られ、障がいや発達に応じて適切な支援が受けられるよう保育施設・学校などの関係機関の連携や支援の充実が必要です。

すべての子どもが貧困など生まれ育つ環境により、子どもの将来が閉ざされることのないよう、健やかに成長できる環境づくりを進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念等

2015（平成27）年に策定した「十和田市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国が定めた基本指針を踏まえつつ、基本理念を「～水と緑の輝くこのまちで 家庭や地域が手を携えて 個性豊かな子どもを育てよう～ いつでも親子の笑い声が聞こえるまち ぐらしに感動が実感できるまち とわだ」と定め、第二期計画においても、その基本理念を継承しました。

また、本市の総合計画では、多彩な地域資源や、このまちに暮らす市民の知恵と力を最大限に活かし、様々な分野においてまちづくりを推進することで、より多くの人々から「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れたい」まちとして強く支持されるよう、将来都市像を「わたしたちが創る希望と活力あふれる十和田」と掲げ、「地域全体で子育て・子育てをしっかりと支えるまち」を目指しています。

本計画の策定にあたり、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもを中心に考えた良質かつ適切な子ども・子育て支援施策を推進するために、第二期計画に引き続き基本理念を継承し、その実現に向けさらなる追求に努めていきます。

■基本理念■

～ 水と緑の輝くこのまちで 家庭や地域が手を携えて 個性豊かな子どもを育てよう ～

いつでも親子の笑い声が聞こえるまち

ぐらしに感動が実感できるまち とわだ

次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育ち、恵まれた環境の中で元気にいつまでも住み続け、この素晴らしい十和田市をいつまでも忘れることなく、次世代の親として安心して子どもを生み、子育てを通して親子がともに喜びを実感できる魅力あるまちづくりを目指します。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、すべての子どもが未来に希望を持って成長できる社会を築いていく必要があります。

本市では、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される地域社会の実現を目指します。

第2節 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、第二期計画の7つの基本目標を継承することを基本に、十和田市子どもの貧困対策推進計画等の基本方針を勘案し、総合的・包括的な目標として再設定し、子ども・子育て支援に係る施策の展開を図ります。

【基本目標1】地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心してゆとりある子育てができるよう、地域における様々な子育て支援を推進します。

【基本目標2】親と子の健康確保および増進

母子保健は、生涯を通じて健康的な生活を送る第一歩であり、次の世代の人々を健やかに生み育てるための基礎となることから、安心して妊娠・出産・子育てができるように、こども家庭センターを中心に、正しい知識の普及と保健指導の充実に努め、一人一人の状況に応じた支援の充実に努めます。

【基本目標3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもたちが、心豊かに人を思いやる気持ちを抱き、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、基本的な生活習慣やモラル、自立心や自制心を身に付けるための教育を学校や幼児教育・保育施設等をはじめとする関係機関と連携して推進します。

【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備

子どもと親がともに安全かつ安心して生活できる環境（公園、道路、居住空間など）の整備を推進します。

【基本目標5】子育てと仕事の調和の実現

子育てと仕事の調和の実現を図るため、育児休業の取得促進や長時間労働対策に向けた企業への啓発及び男女共同参画を推進します。

【基本目標6】子どもの安全確保の推進

子どもを事故や犯罪から守るための活動を学校、家庭、地域が協力し合い、関係機関の協力のもと推進します。

【基本目標7】支援が必要な児童へのきめ細やかな取組の推進

すべての子どもの権利と自由を守るため、児童虐待防止、ひとり親世帯の自立支援、障がい児施策の充実、ヤングケアラーや貧困世帯などの支援を必要としている子どもや世帯への支援の充実に努めます。

第3節 計画の体系図

《基本理念》

いつでも親子の笑い声が聞こえるまち
くらしに感動が実感できるまち
とわだ

水と緑の輝くこのまちで 家庭や地域が手を携えて 個性豊かな子どもを育てよう

基本目標1 地域における子育て支援の充実

推進施策(1)幼児教育・保育サービスの充実
推進施策(2)地域における子育ての支援
推進施策(3)子育て支援ネットワークづくり
推進施策(4)児童健全育成支援の充実

基本目標2 親と子の健康確保および増進

推進施策(1)親と子の健康の確保
推進施策(2)食育の推進
推進施策(3)思春期保健対策の充実

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

推進施策(1)子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の整備
推進施策(2)家庭や地域の教育力の向上
推進施策(3)子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

推進施策(1)安全な道路交通環境の整備
推進施策(2)安心して過ごせるまちづくりの推進

基本目標5 子育てと仕事の調和の実現

推進施策(1)男女共同参画社会の推進
推進施策(2)仕事と生活の調和

基本目標6 子どもの安全確保の推進

推進施策(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進
推進施策(2)子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

基本目標7 支援が必要な児童へのきめ細やかな取組の推進

推進施策(1)児童虐待防止対策の充実
推進施策(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進
推進施策(3)障がい児施策の推進
推進施策(4)子どもの貧困対策の推進

第4章 子育てに関する施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実

【目標指標】

目標指標	現状値	R11年度目標値
保育所等待機児童数	0人 (R5年度)	0人
乳児等通園支援制度実施施設数	0年 (R5年度)	10施設
放課後児童クラブ待機児童数	0人 (R5年度)	0人

推進施策(1) 幼児教育・保育サービスの充実

サービス利用者の生活実態および意向を十分に踏まえて、子どもの健やかな育成と保護者が安心して働くことのできる幼児教育・保育サービスの充実を図ります。また、様々な保育ニーズに対応したきめ細やかな教育・保育を確保するとともに、快適な保育環境の整備に取り組みます。

【主な事業】

①幼児教育・保育の無償化、軽減事業	担当課：こども支援課
○子どもを産み育てやすい環境を整備するため、幼児教育・保育について保育料等の無償化、軽減を行い、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。	
②延長保育事業	担当課：こども支援課
○保護者が仕事等のために児童の保育を希望する場合、通常の保育所等の開閉所時間を超えて保育を行い、保護者の利便性の向上を図ります。	
③一時預かり事業	担当課：こども支援課
○保護者が何らかの事情により保育ができなくなった在宅の児童を預かる事業です。また、在宅で子育てをしている家庭に対し事業の広報活動を行います。	
④休日保育事業	担当課：こども支援課
○保護者の就労の多様化に対応するため、日曜日・祝日も含め、年間を通じて開所し、保育を必要とする児童を預かります。	
⑤病児保育事業	担当課：こども支援課
○病気の急性期または回復期にあって、集団保育が困難な児童で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない場合に、病院等に設置された専用スペースにおいて一時的に保育を行います。	
⑥障がい児保育事業	担当課：こども支援課
○集団保育が可能な障がい児を対象として保育を行います。	
⑦乳児等通園支援制度の体制整備【新規】	担当課：こども支援課
○月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設を利用できる体制を整備し、保育施設を利用していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊びや生活の場を提供します。	

⑧子育て短期支援事業	担当課：こども家庭センター
○保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合、施設等に短期間児童を預け、児童および保護者に対し必要な支援を行います。	
⑨こどもの安心・安全対策支援事業【新規】	担当課：こども支援課
○保育施設が子どもの安全・安心を確保するために行う保育環境の充実強化の取組を支援します。	
⑩保育所等整備事業	担当課：こども支援課
○快適な保育環境と児童の安全確保を図るため、老朽化が著しく未改修の施設で、緊急性・必要性の高い施設の改築等施設整備に対し支援を行います。	

推進施策（２） 地域における子育ての支援

国が示す「放課後児童クラブ運営指針」や「十和田市放課後児童健全育成施設条例」「十和田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」に基づき、保護者のニーズや子どもが安心して過ごせる場として相応しい環境づくりに取り組みます。

また、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、子育て支援センターの機能の充実を図り、親子の交流や育児不安の解消など、地域における様々な子育て支援サービスの強化を図るとともに、子どもの成長につながるよう年齢や環境に応じた居場所づくりの促進に向け地域と連携して進めます。

【主な事業】

①放課後児童健全育成事業	担当課：こども支援課
○学校の放課後等に、家庭に保護者がいない児童を対象として、登録制による学童保育を行い、児童の健全育成に取り組みます。	
②地域子育て支援拠点事業	担当課：こども支援課
○乳幼児とその保護者を対象に、様々な行事を通じた交流や、家庭での子育てに関する不安や悩み解消のための相談事業などにより、子育てを支援します。	
③ファミリー・サポート・センター事業	担当課：こども支援課
○子育ての支援を受けたい人（利用会員）と支援を行いたい人（支援会員）の連絡、調整を行うことで、相互援助活動を推進します。	
④子どもの居場所・見守り支援事業【新規】	担当課：こども支援課
○こども食堂等を活用して、子どもの居場所づくりに取り組みます。また、支援が必要な子どもや家庭の見守りを行うとともに、相談等を通じて新たに支援が必要な子どもの情報収集を行い、早期支援につなげます。	
⑤子ども服おさがり交換会の開催【新規】	担当課：まちづくり支援課
○不要になった子ども服などを集め、必要としている人に提供するおさがり交換会を実施し、ごみの減量及びリユースを促進します。	

推進施策（３） 子育て支援ネットワークづくり

保育所や認定こども園等、学校、公共機関、地域住民等地域資源を有機的に連携させて、相互の情報交換およびネットワークの形成を強化します。

また、子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックや子育てアプリ等を通じて情報を提供します。

【主な事業】

①地域子育て支援拠点事業【再掲】	担当課：こども支援課
○乳幼児とその保護者を対象に、様々な行事を通じた交流や、家庭での子育てに関する不安や悩み解消のための相談事業などにより、子育てを支援します。	
②学校運営協議会制度の推進	担当課：指導課
○市立小・中学校に学校運営協議会を設置し、学校と家庭、地域が協働で学校運営に取り組み、教育環境の充実を図ります。	
③子育て支援ガイドブックの配布	担当課：こども家庭センター
○子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドとして「子どもすこやか手帳」を妊婦や子育て家庭等に配布し、子どもの成長に応じた子育てに関する各種サービス、相談窓口に関する情報を提供します。	
④とわだ子育てアプリによる子育て情報の配信【新規】	担当課：こども家庭センター
○予防接種、乳幼児健診等の子育て情報をスマートフォン等から簡単に取得できるようアプリを活用して配信します。	

推進施策（４） 児童健全育成支援の充実

子どもたちが分け隔てなく遊び、交流し、活動できる居場所づくりとして推進されるよう、関係者との連携強化を図り、放課後子ども教室と放課後児童クラブ（仲よし会）の連携した運営を充実していきます。

家庭や学校、地域との連携を強化し、児童の健全育成に向けた活動の充実を図ります。

【主な事業】

①放課後子ども教室推進事業	担当課：スポーツ・生涯学習課
○地域の方々の参画を得て、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちとともに勉強や文化活動、運動遊び等を行います。	
②学校施設開放の促進	担当課：スポーツ・生涯学習課
○子どもや地域のスポーツ活動の場として、放課後・休日の学校施設開放を促進します。	
③青少年の体験活動の充実	担当課：スポーツ・生涯学習課
○子ども会ジュニアリーダーの養成、少年少女発明クラブの開催、寺子屋稲生塾事業等により、幅広い生涯学習活動への参加を促すことにより、子どもの学びや居場所づくりを支援します。	
④絵本の読み聞かせの推進	担当課：こども家庭センター
○乳幼児期から絵本を通じて、親子のコミュニケーションを図ることの大切さを知らせ、家庭においても絵本の読み聞かせが楽しめるよう働きかけます。	

基本目標2

親と子の健康確保および増進

【目標指標】

目標指標	現状値	R11年度目標値
妊婦委託健康診査実施率	75.2% (R5年度)	98.0%
4か月児健診時に出産・育児について「満足している」と回答した人の割合	96.5% (R5年度)	現状値より増加

推進施策(1) 親と子の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期等ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を行います。妊娠中の生活や栄養等の健康に関する情報提供、妊産婦の悩みや不安解消のための相談など、妊産婦とその家族が安心して出産できる環境づくりを推進するとともに、乳幼児健康診査の受診率向上や、事後指導・健康相談の充実を図ります。

また、子どもやひとり親家庭に対して医療費等を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

①妊娠期から切れ目のない相談支援の充実（利用者支援事業）	担当課：こども家庭センター
○妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進と子育て家庭の相談支援を一体的に実施することにより、虐待への予防的な対応から子育てに不安を抱える家庭を含め、切れ目なくすべての子育て家庭に対し支援します。	
②母子健康手帳（親子健康手帳）交付	担当課：こども家庭センター
○親と子の健康の保持増進のため早期の妊娠届出を推奨し、母子健康手帳（親子健康手帳）を交付します。	
③妊産婦委託健康診査事業	担当課：こども家庭センター
○妊産婦と乳児の健康管理を行い、異常の早期発見・早期治療につなげるために妊産婦健康診査受診票を交付して健診費用の一部を助成します。	
④パパママ教室	担当課：こども家庭センター
○両親が共に妊娠・出産・育児についての知識を学び、乳児のいる生活をイメージし、産後の子育てを協力して行えるよう支援します。	
⑤妊婦家庭訪問事業	担当課：こども家庭センター
○妊婦とその家族が安心して出産できるよう適切な出産・育児の情報を提供します。また、妊婦の健康状態や生活習慣を把握し、必要な保健指導を行います。	
⑥乳児家庭全戸訪問事業	担当課：こども家庭センター
○乳児のいる家庭の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供します。また、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげます。	
⑦養育支援訪問事業	担当課：こども家庭センター
○子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要と認められる家庭を支援します。	

⑧産後ケア事業【新規】	担当課：こども家庭センター
○退院直後の母親に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、安心して子育てができるよう支援します。	
⑨とわだ子育て応援ギフト事業【新規】	担当課：こども家庭センター
○生後1か月、2か月、3か月の各対象者に紙おむつを支給し、子育て世帯の育児や経済的な負担の軽減を図ります。	
⑩乳幼児健康診査	担当課：こども家庭センター
○乳幼児の発育発達と疾病や異常を早期発見し、適切な医療・保健指導を実施します。また、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児発達健康診査、3歳児健康診査など各種健診を実施し、乳幼児の健康の保持増進および保護者の育児を支援します。	
⑪母子保健相談	担当課：こども家庭センター
○乳幼児期から思春期において育児や発達、心身の健康に支援が必要な子どもとその保護者に対して健康相談を行い、子どもの心身の発達を促し、保護者の育児不安の軽減を図ります。	
⑫5歳児セルフチェック及び5歳児相談	担当課：こども家庭センター
○保護者が子どもの成長を確認し、安心して就学を迎えることができるよう、5歳児セルフチェックを送付し、保育施設との連携のもと相談対象者に5歳児相談を実施します。	
⑬親と子の歯の健康づくり	担当課：こども家庭センター
○乳幼児健康診査において、歯科検診やむし歯予防に関する情報提供、親子で良い口腔衛生習慣を身につけるよう保健指導を行います。また、2歳児発達健康診査でフッ化物塗布、保育施設での年長児にフッ化物洗口を実施し、むし歯予防への取組を推進します。	
⑭予防接種	担当課：こども家庭センター
○感染症の発生と蔓延防止のため適切な時期に予防接種が実施できるよう保健指導を行います。	
⑮子ども医療費の給付	担当課：こども支援課
○子どもが元気ではつらつと育つことを目的とし、乳幼児から高校生までの医療費を助成します。	
⑯ひとり親家庭等医療費助成事業	担当課：こども支援課
○ひとり親家庭等の子どもおよび親に対して、医療費の一部を助成します。	

推進施策（2） 食育の推進

保育施設・小中学校などへ健康教育等により食育の推進を図ります。

【主な事業】

①保育施設等における食育教育	担当課：こども家庭センター
○乳幼児期における食生活の基礎づくりや、学童期における望ましい食習慣づくりに向けた取組を行います。	
②栄養相談の推進	担当課：こども家庭センター
○子どもたちの健康で丈夫な体づくりを目指し、正しい食習慣を身につけるための栄養相談を推進します。	

推進施策（３） 思春期保健対策の充実

学校での健康教育等の実施や広報啓発活動により命の尊さや思春期の心身に与える影響を学ぶ機会を提供するとともに、思春期における子どもの心の健康に関して、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

【主な事業】

①学校における思春期保健対策	担当課：こども家庭センター
○市内の小・中学校の要望に応じ、生命の大切さ、性に対する正しい知識などを身につける思春期教室やＳＯＳの出し方等健康教育を実施します。	
②子どものこころの相談事業	担当課：こども家庭センター
○学童から思春期にかけて様々な問題を抱える子どもやその保護者の不安や悩みを軽減できるよう、臨床心理士による相談を実施します。	

基本目標3

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【目標指標】

目標指標	現状値	R11年度目標値
全国学力・学習状況調査において、「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童・生徒の割合 ①小学校6年生 ②中学校3年生	①92.1% ②83.4% (R5年度)	①95.0% ②85.0%
家庭教育応援事業への保護者の参加率	19.6% (R5年度)	25.0%

推進施策(1) 子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の整備

学校教育における環境整備や各種育成支援などの充実を図ります。

【主な事業】

①学校施設整備事業	担当課：教育総務課
○老朽化した学校施設を改修または改築し、教育環境の改善と安全確保の整備を図ります。	
②外国語指導助手（ALT）の活用	担当課：指導課
○外国語指導助手（ALT）を小・中学校へ派遣し、児童・生徒の英語を通してコミュニケーションを図る資質、能力の育成を図ります。	
③教育相談体制の充実	担当課：指導課
○教育相談室、教育支援室および教育相談員の学校派遣により、教育相談体制の充実に努めます。	
④体育の充実	担当課：指導課
○指導計画・指導方法の工夫を行い、児童の健やかな身体の育成に努めます。	
⑤健康教育の充実	担当課：指導課
○関係機関・団体との連携等による指導の充実を図り、健康教育の充実を図ります。	
⑥健やかな体の育成・食育の充実	担当課：教育総務課/ こども家庭センター
○給食を通じて栄養の知識や食の大切さを指導するとともに、地産地消を推進します。また、子どもの生活リズムや基本的生活習慣の確立のために、「早寝・早起き・朝ごはん」の推進や食に関する指導の充実を図ります。	
⑦学校運営協議会制度の推進【再掲】	担当課：指導課
○市立小・中学校に学校運営協議会を設置し、学校と家庭、地域が協働で学校運営に取り組み、教育環境の充実を図ります。	
⑧十和田市連合PTAへの支援	担当課：スポーツ・生涯学習課
○PTA連絡協議会や各活動の補助および行事への協力をを行い、信頼される学校づくりに向けて体制整備を推進します。	
⑨幼児教育と小学校教育との円滑な接続	担当課：指導課
○保育所、認定こども園、幼稚園から小学校への円滑な接続のための連携強化を図ることで、幼児教育の充実を図ります。	

推進施策（２） 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育応援事業の実施や子育て相談の実施など、家庭教育の充実を目指し事業の積極的な展開を図るとともに、学校と家庭・地域の連携強化を進め、地域全体で子どもを見守る環境整備に取り組めます。

【主な事業】

①家庭教育応援事業	担当課：スポーツ・生涯学習課
○子どもの育ちにおける家庭教育の重要性や大人と子どもの関わりについて理解を深め家庭における教育力の向上を図るため、講話やワークショップを通じ親子がともに学び合う「親育ち」の学習機会を提供します。	
②子育て相談の充実	担当課：こども家庭センター
○子育て中の悩みや不安の解消ができるよう子育て相談を行います。	
③学校施設開放の促進【再掲】	担当課：スポーツ・生涯学習課
○子どもや地域のスポーツ活動の場として、放課後・休日の学校施設開放を促進します。	
④地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	担当課：スポーツ・生涯学習課
○各関係機関との連携を強化し、地域における青少年健全育成活動を推進します。	
⑤地域学校協働本部の運営	担当課：スポーツ・生涯学習課
○学校や町内会・企業等からの要望に応じ、キャリア教育や郷土学習のゲストティーチャーや各種活動機会をコーディネートします。	
⑥地域が支えるキャリア教育の充実	担当課：スポーツ・生涯学習課
○北里大学と連携して夏休み体験学習を開催し、生物や自然との関わりについて学ぶとともに、環境の大切さについて理解を深めることで、子どもの学びを支援します。	

推進施策（３） 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの携帯電話の利用指導、フィルタリングの普及促進に努め、子どもたちがインターネット上のいじめや有害情報等に巻き込まれないよう、学校、家庭において、正しい知識やモラル教育を推進します。

【主な事業】

① インターネットの適正利用の啓発	担当課：スポーツ・生涯学習課 /指導課
○インターネット利用のための正しい知識やモラルを習熟させるとともに、SNSを通じたトラブルを防止するための啓発を行います。	

基本目標4

子育てを支援する生活環境の整備

【目標指標】

目標指標	現状値	R11年度目標値
遊具事故の発生件数	0件 (R5年度)	0件

推進施策(1) 安全な道路交通環境の整備

道路整備時における交通安全対策への配慮、通園・通学路や日常的に集団で移動する経路の安全状況を確認し整備します。

【主な事業】

①交通安全施設の整備	担当課：土木課
○道路照明灯、道路警戒標識、ガードレール、カーブミラー、防護柵、道路反射鏡を整備することで、子どもをはじめとする交通弱者の安全確保を図ります。	
②道路整備	担当課：土木課
○市街地発展の動向を勘案して、生活関連道路を整備します。	

推進施策(2) 安心して過ごせるまちづくりの推進

老朽化した公園の遊具を更新し、子どもの遊び場の充実を図るとともに、子どもが安心して過ごせる環境整備に取り組みます。

【主な事業】

①公園遊具の整備	担当課：都市整備建築課
○公園の遊具の点検を行い、老朽化した遊具を更新します。	
②防犯灯等の整備	担当課：まちづくり支援課
○安全で安心なまちづくりを進めることを目的に、防犯灯および防犯カメラの整備を推進します。	
③学校施設整備事業【再掲】	担当課：教育総務課
○老朽化した学校施設を改修または改築し、教育環境の改善と安全確保の整備を図ります。	
④仲よし会施設整備事業	担当課：こども支援課
○児童が快適に放課後等を過ごすことができるよう、仲よし会の修繕および施設整備に取り組みます。	
⑤保育所等整備事業【再掲】	担当課：こども支援課
○快適な保育環境と児童の安全確保を図るため、老朽化が著しく未改修の施設で、緊急性・必要性の高い施設の改築等施設整備に対し支援を行います。	

基本目標5

子育てと仕事の調和の実現

【目標指標】

目標指標	現状値	R11年度目標値
広報アンケート調査の「身近で男女共同参画が進んでいるか」の回答項目のうち、「とても感じる」「まあまあ感じる」と回答した人の割合	—	40.0%以上

推進施策（1） 男女共同参画社会の推進

夫婦で協力しながら子育てに取り組めるよう、パパママ教室の充実と男女共同参画の普及啓発を図ります。

【主な事業】

①パパママ教室【再掲】	担当課：こども家庭センター
○両親が共に妊娠・出産・育児についての知識を学び、乳児のいる生活をイメージし、産後の子育てを協力して行えるよう支援します。	
②男女共同参画社会推進にかかわる学習機会の充実	担当課：総務課
○市広報への男女共同参画記事の掲載や講演会などの開催、チラシの配布により男女共同参画の普及啓発を図ります。	

推進施策（2） 仕事と生活の調和

多様な働き方を選択しやすい環境づくりや育児休業制度、超過労働の縮減など子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発を図ります。

【主な事業】

①雇用・就業に関する各種情報の収集・提供	担当課：商工観光課
○関係機関と連携し、事業主および就業者等に対して男女雇用機会均等法および育児・介護休業法などの周知を図り、仕事と家庭の両立支援や雇用情報等を提供します。	
②女性活躍支援事業	担当課：商工観光課
○女性のキャリア形成を促進することを目的として、女性の再就職に必要なスキルや「仕事と家庭の両立」を支援するため、女性活躍支援セミナーを開催します。	

基本目標6

子どもの安全確保の推進

【目標指標】

目標指標	現状値	R11年度目標値
交通事故発生件数（人身事故件数）※幼児から高校生	16件 (R5年)	13件
刑法犯認知件数	210件 (R5年)	110件

推進施策（1） 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

地域や関係機関と連携し、交通安全活動をはじめ、事故防止のため危険箇所改善対策活動等を行い、安全で安心なまちづくりを目指します。

また、冬期間の安全な通学路確保のため、除排雪を行います。

【主な事業】

①地域と関係機関による交通安全指導の実施	担当課：まちづくり支援課
○保護者をはじめとする地域住民、学校、関係機関が連携して交通安全指導を行い、子どもたちの安全を確保します。	
②交通安全広報活動の推進	担当課：まちづくり支援課
○信号機のない横断歩道での一時停止の呼びかけや、地域や関係機関との連携による街頭キャンペーン等で交通安全の啓発を図り、交通事故の撲滅に努めます。	
③通学路安全推進会議による通学路交通安全プログラム	担当課：指導課
○通学路安全推進会議を設置し、危険個所の確認、危険個所への対策の検討、対策実施状況の確認を行い、通学路の安全確保に取り組みます。	
④通学路の除排雪	担当課：土木課
○冬期間の安全な通学路を確保するため、通学路の除排雪を行います。	

推進施策（２） 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

犯罪の未然防止に努めるとともに、犯罪の被害に遭った子どもの継続的支援活動を、医療・福祉・教育等の各機関で連携し、効果的に推進します。

【主な事業】

①防犯灯等の整備【再掲】	担当課：まちづくり支援課
○安全で安心なまちづくりを進めることを目的に、防犯灯および防犯カメラの整備を推進します。	
②犯罪・防犯に関する情報発信	担当課：まちづくり支援課
○子どもを犯罪から守るために、警察からの不審者情報を発信し、地域の防犯に努めます。	
③地域防犯活動促進事業	担当課：まちづくり支援課
○犯罪を未然に防止するため、地域ぐるみで子どもの見守りに努めるとともに、市民の防犯に関する意識の高揚を図ります。	
④地域安全広報活動の推進	担当課：まちづくり支援課
○地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を行い、地域全体で子どもを犯罪から守る体制づくりを推進します。	
⑤パトロール活動の推進	担当課：まちづくり支援課
○地域と警察などが連携したパトロール活動を展開し、子どもの安全確保に努めます。	
⑥消費生活センターの設置による消費者トラブルの対応	担当課：まちづくり支援課
○オンラインゲームの無断課金や通信販売の定期購入等の子どもの消費者トラブルの相談に対し、問題解決のための助言やあっせんを行うとともに、子どもを被害から守るための情報提供を行います。	
⑦犯罪被害者等の支援【新規】	担当課：まちづくり支援課
○犯罪等の被害にあった市民からの相談に応じ、支援に関する情報を提供するとともに、見舞金等の支給を行います。	

基本目標7

支援が必要な児童へのきめ細やかな取組の推進

【目標指標】

目標指標	現状値	R11年度目標値
相談や通告に対する関係機関との連携支援割合	100% (R5年度)	100%
ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率	97.4% (R5年)	現状値より増加
特別支援教育支援員配置校へのアンケート調査における「とても満足」「やや満足」の回答割合	91.0% (R5年度)	94.0%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	100% (R5年)	100%

推進施策(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を早期に発見し、適切な対応により虐待から児童を守るため、関係機関と連携し、児童の保護・支援・虐待再発防止策の充実を図ります。

【主な事業】

①民生委員児童委員協議会（児童部会）	担当課：生活福祉課
○児童・生徒の健全育成を目指し、民生委員・児童委員が小・中学校を訪問し児童虐待等の問題が早期発見できるように取り組みを強化します。	
②民生委員・児童委員等関係機関との連携強化	担当課：こども家庭センター
○児童虐待の早期発見、早期対応を実現するため、民生委員・児童委員等と積極的に連携し、児童虐待の実態把握に努めます。	
③子どもの居場所・見守り支援事業【再掲】	担当課：こども支援課
○こども食堂等を活用して、子どもの居場所づくりに取り組みます。また、支援が必要な子どもや家庭の見守りを行うとともに、相談等を通じて新たに支援が必要な子どもの情報収集を行い、早期支援につなげます。	
④児童虐待防止体制の充実	担当課：こども家庭センター
○こども家庭センターにおいて、児童虐待の未然防止、早期発見のための家庭相談や妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を行います。	
⑤子どものいる家庭の養育に関する相談の充実	担当課：こども家庭センター
○家庭相談員による児童虐待に関する相談、指導を行い児童虐待防止に努めます。	
⑥親子関係形成支援事業【新規】	担当課：こども家庭センター
○子育てに悩みや不安を持つ保護者に対し、児童の成長発達に応じた情報提供や相談および助言、同じ悩みを持つ保護者同士の交流の場を設け、虐待の未然防止に向けて親子間における適切な関係性の構築を図ります。	
⑦子育て世帯訪問支援事業【新規】	担当課：こども家庭センター
○子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭内の養育環境を整え、虐待の未然防止を図ります。	

推進施策（２） ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の親子が地域社会の中で健康で安心した生活が送れるよう、ひとり親家庭等に対する子育て支援、生活支援、就業・就労支援などの自立支援対策を総合的に行う体制の構築を図ります。

【主な事業】

①ひとり親家庭等医療費助成事業【再掲】	担当課：こども支援課
○ひとり親家庭等の子どもおよび親に対して、医療費の一部を助成します。	
②ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	担当課：こども支援課
○ひとり親家庭の父または母を対象に、適職に就くために必要と認められる教育訓練講座を受講する場合、その入学料および受講料の一部を支給します。	
③ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	担当課：こども支援課
○ひとり親家庭の父または母を対象に、就職の際に有利となる資格の取得を目指し、養成機関等に在籍し修業する場合、その期間中（最大４年間）、生活費の支援として給付金を給付します。	
④子ども学習支援会	担当課：こども支援課
○ひとり親家庭または市民税非課税世帯の小学４年生から中学３年生までの子どもを対象に、教職員ＯＢやボランティア等による学習支援を行います。	
⑤母子生活支援および助産施設措置事業	担当課：こども家庭センター
○監護すべき児童の福祉に欠ける母子の自立促進を目的に、施設入所措置を行い保護するとともに、生活支援を行います。	
⑥児童扶養手当給付事業	担当課：こども支援課
○児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当を給付します。	
⑦母子父子寡婦福祉資金貸付の紹介	担当課：こども支援課
○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付を紹介します。	

推進施策（３） 障がい児施策の推進

障がいのある子どもや、様々な支援を必要とする家庭が安心して生活することができるよう、子どもの成長発達や教育ニーズに応じた支援の充実を図ります。

【主な事業】

①幼児の発達支援事業	担当課：こども家庭センター
○就学前の発達支援が必要な子どもやその保護者に対し、ことばや精神発達面について個別および集団的な支援を行います。	
②障がい児保育事業【再掲】	担当課：こども支援課
○集団保育が可能な障がい児を対象として保育を行います。	

③医療的ケア児保育支援事業【新規】	担当課：こども支援課
○医療的ケアを必要とする児童の保育の受け入れ体制を整備します。	
④医療的ケア児等コーディネート事業【新規】	担当課：生活福祉課
○医療的ケアを必要とする児童とその家族にコーディネーターを派遣し、心身の状況に応じた適切な支援をします。	
⑤巡回支援専門員整備事業【新規】	担当課：生活福祉課
○発達障がい等に関する知識を有する専門員が、市内の保育施設や地域子育て支援センターを巡回し、助言や指導を行います。	
⑥特別支援教育の充実	担当課：教育総務課/指導課
○小・中学生を対象に、障がいに応じた特別支援教育を推進します。また、支援員を配置し、子ども一人一人が必要としている支援を行うことで、個々の学びの充実を図ります。	
⑦障がい福祉サービス事業	担当課：生活福祉課
○児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。	
⑧特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	担当課：こども支援課/ 生活福祉課
○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児とその養育者に対して、手当を支給します。	

推進施策（４） 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、関係部署・機関等が連携して「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資する支援」、「経済的支援」により、子どもの貧困の解消に向けた取組を推進します。

また、ヤングケアラーの実態把握や啓発活動を行うとともに、ヤングケアラーの支援体制を整備します。

【主な事業】

①就学援助事業	担当課：教育総務課
○経済的理由により、子どもを就学させることが困難であると認められた家庭に対し、学用品・通学用品等の援助を行います。	
②奨学金事業	担当課：教育総務課
○経済的理由により、修学が困難な者に対し、修学上必要な学費を貸与します。	
③田中孝教育支援金給付事業	担当課：教育総務課
○経済的理由により、修学が困難な者に対し、高等学校等への入学及び修学上必要な学費の一部を給付します。	
④教育相談体制の充実【再掲】	担当課：指導課
○教育相談室、教育支援室および教育相談員の学校派遣により、教育相談体制の充実に努めます。	

⑤子ども学習支援会【再掲】	担当課：こども支援課
○ひとり親家庭または市民税非課税世帯の小学4年生から中学3年生までの子どもを対象に、教職員OBやボランティア等による学習支援を行います。	
⑥困難な問題を抱える女性への支援	担当課：こども家庭センター
○社会的に困難な問題に直面している女性に対して、女性相談所等の関係機関と連携し、包括的に支援します。	
⑦母子生活支援および助産施設措置事業【再掲】	担当課：こども家庭センター
○監護すべき児童の福祉に欠ける母子の自立促進を目的に、施設入所措置を行い保護するとともに、生活支援を行います。	
⑧子どもの居場所・見守り支援事業【再掲】	担当課：こども支援課
○こども食堂等を活用して、子どもの居場所づくりに取り組みます。また、支援が必要な子どもや家庭の見守りを行うとともに、相談等を通じて新たに支援が必要な子どもの情報収集を行い、早期支援につなげます。	
⑨市営住宅における優先入居	担当課：都市整備建築課
○市営住宅への入居に際し、母子・父子世帯、DV被害者世帯、低所得世帯等、居住の安定を図る必要がある世帯に対し、優先的な取扱いを行います。	
⑩生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）	担当課：生活福祉課
○生活保護に至る前の生活困窮世帯における児童・生徒がいる親を対象に、生活困窮からの自立を図るための相談支援や就労支援を行います。	
⑪ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業【再掲】	担当課：こども支援課
○ひとり親家庭の父または母を対象に、適職に就くために必要と認められる教育訓練講座を受講する場合、その入学金および受講料の一部を支給します。	
⑫ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業【再掲】	担当課：こども支援課
○ひとり親家庭の父または母を対象に、就職の際に有利となる資格の取得を目指し、養成機関等に在籍し修業する場合、その期間中（最大4年間）、生活費の支援として給付金を給付します。	
⑬生活保護（教育扶助費の支給）	担当課：生活福祉課
○生活保護世帯における児童・生徒を対象に、学校生活にかかる費用を補助し、生活状況の正確な把握に努めます。	
⑭ひとり親家庭等医療費助成事業【再掲】	担当課：こども支援課
○ひとり親家庭等の子どもおよび親に対して、医療費の一部を助成します。	
⑮児童扶養手当給付事業【再掲】	担当課：こども支援課
○児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当を給付します。	
⑯ヤングケアラーの把握と支援体制の整備【新規】	担当課：こども家庭センター
○ヤングケアラーの実態を把握するための調査や啓発活動を行うとともに、ヤングケアラーとその家族が気軽に相談できる場の提供と必要な支援につながるよう関係機関と連携し支援体制の整備を行います。	

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

第1節 教育・保育事業等の提供区域

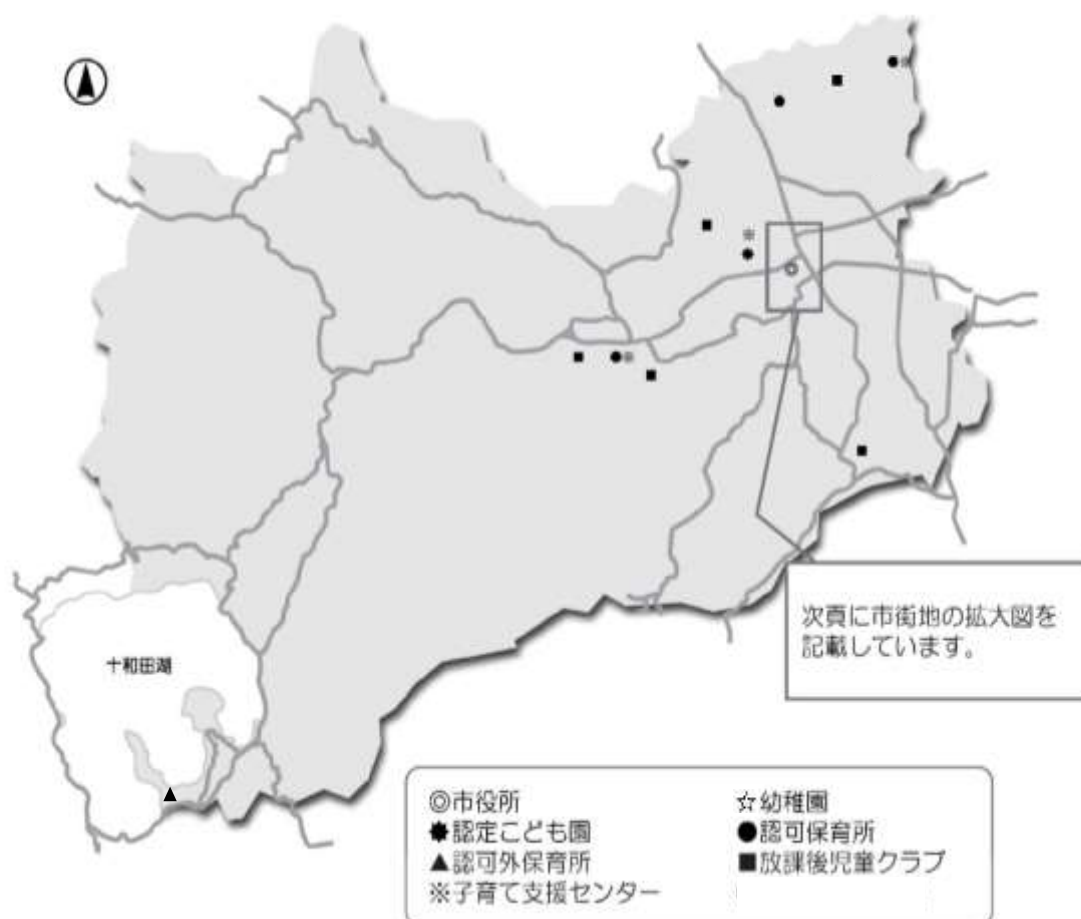
本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、第二期計画に引き続き十和田市全域を1区域として設定します。

本市の子ども・子育て支援事業関連施設は、幼児教育・保育施設等は30か所となっています。

内訳は、幼稚園が1か所、認定こども園が13か所、認可保育所が15か所、認可外保育所が1か所です。

また、放課後児童クラブは12か所、子育て支援センターは7か所あります。

■十和田市子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

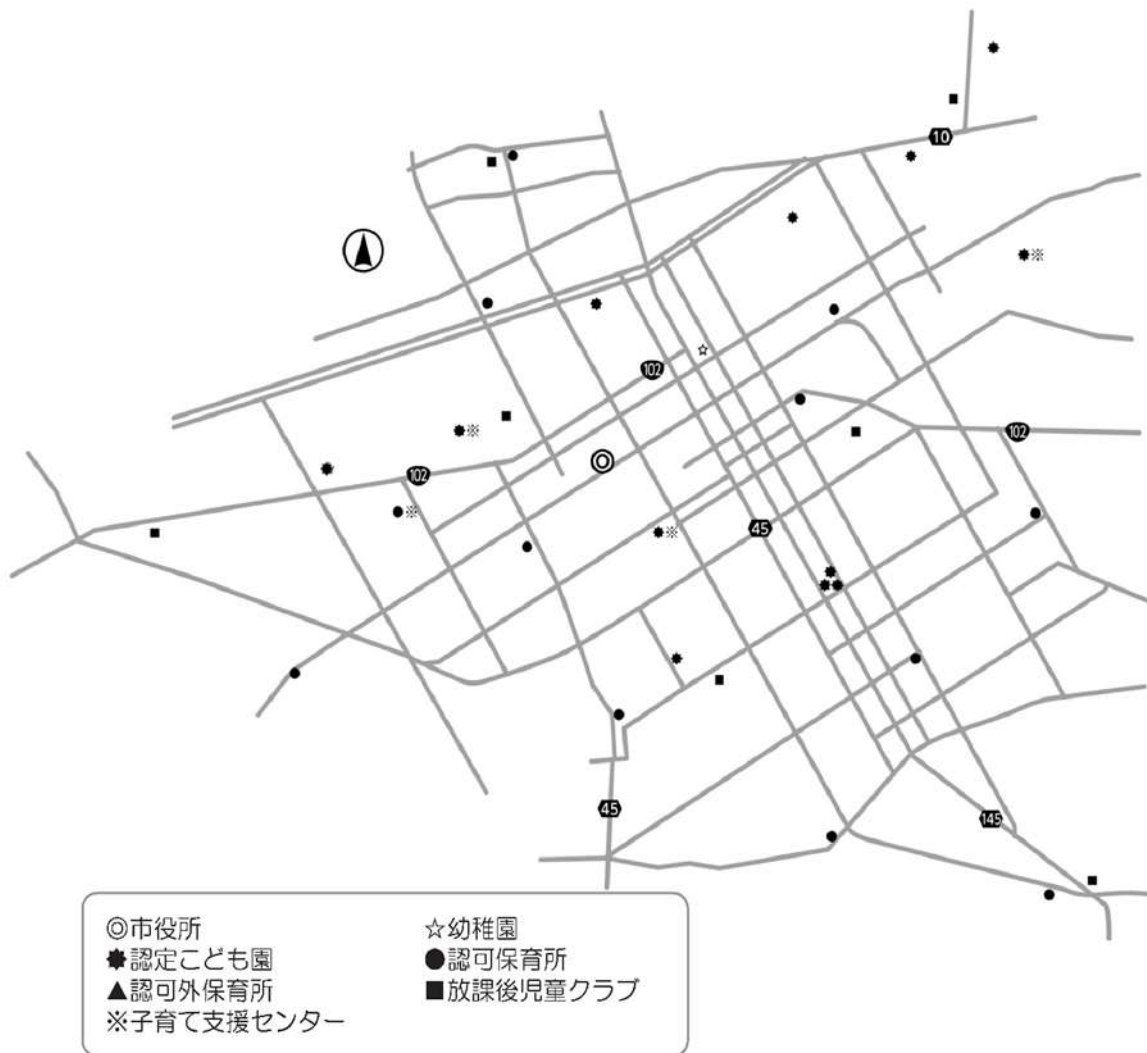


※2025（令和7）年4月1日現在

本市の市街地における子ども・子育て支援事業関連施設は、幼児教育・保育施設等は25か所となっています。

内訳は、幼稚園が1か所、認定こども園が12か所、認可保育所が12か所です。

また、放課後児童クラブは7か所、子育て支援センターは4か所あります。



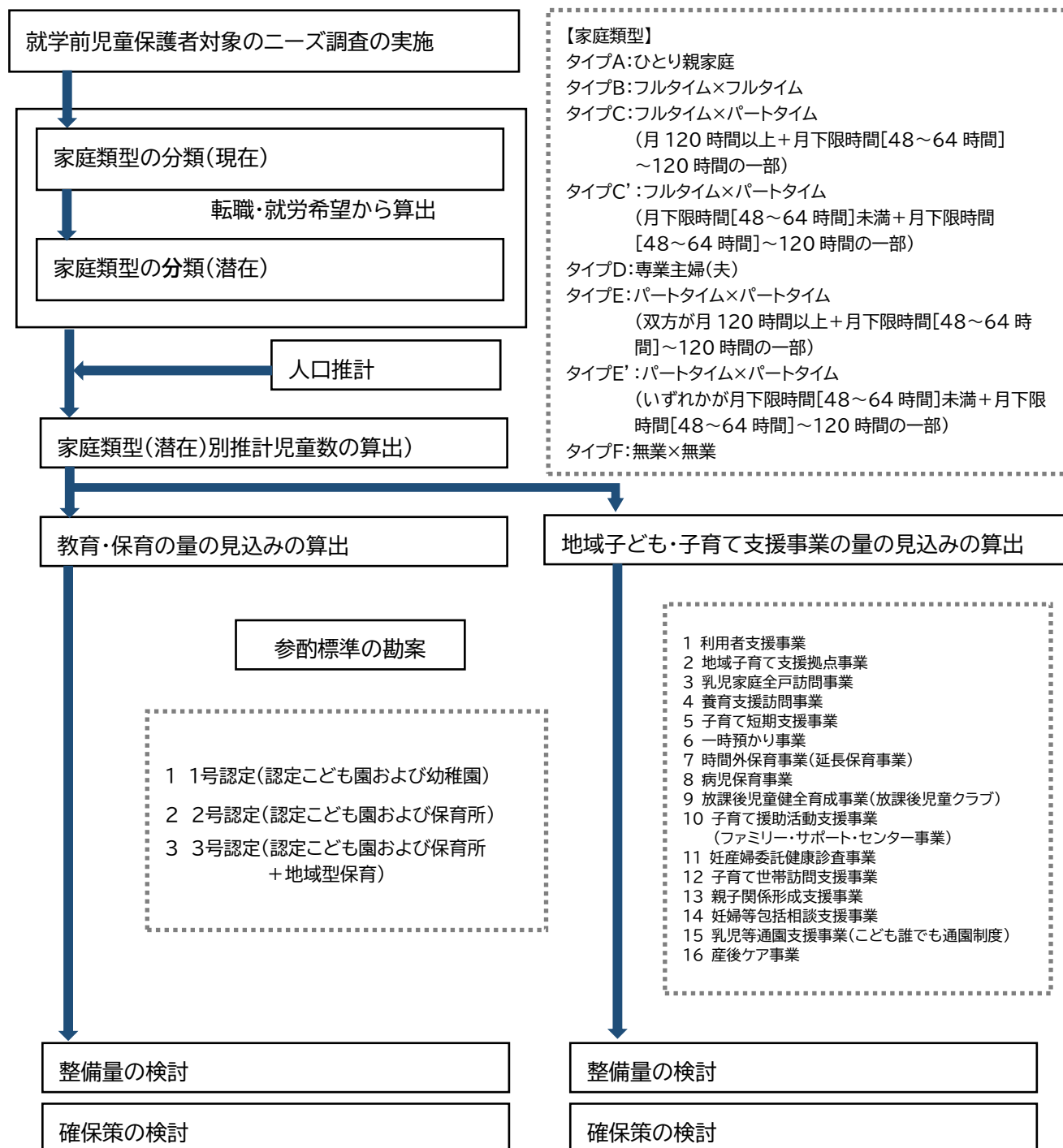
※2025（令和7）年4月1日現在

第2節 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、補正を行いました。

■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推移

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では2020（令和2）年の2,349人から2029（令和11）年には1,585人と推計され764人（32.5%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2020（令和2）年の2,810人から2029（令和11）年には2,097人と推計され713人（25.4%）の減少が予測されています。

■子ども人口の推移と推計

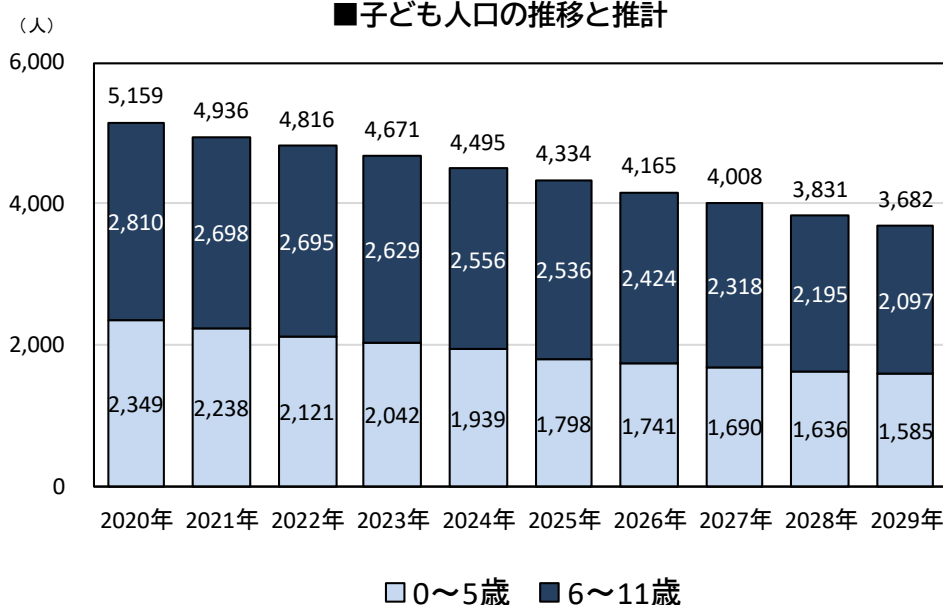
単位：人

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0～11歳	5,159	4,936	4,816	4,671	4,495	4,334	4,165	4,008	3,831	3,682
0歳	312	313	278	293	264	266	258	252	244	237
1歳	406	315	326	301	297	273	277	269	261	253
2歳	376	412	321	317	305	299	275	277	269	263
3歳	406	373	419	333	319	309	302	279	281	273
4歳	423	404	372	423	332	319	309	303	278	281
5歳	426	421	405	375	422	332	320	310	303	278
0～5歳	2,349	2,238	2,121	2,042	1,939	1,798	1,741	1,690	1,636	1,585
6歳	446	427	428	403	379	425	335	322	312	305
7歳	454	450	429	431	402	381	426	336	323	313
8歳	449	454	451	430	439	404	383	429	338	324
9歳	473	444	454	451	429	438	404	381	428	337
10歳	450	473	455	454	453	433	441	407	385	431
11歳	538	450	478	460	454	455	435	443	409	387
6～11歳	2,810	2,698	2,695	2,629	2,556	2,536	2,424	2,318	2,195	2,097

資料：2020年～2024年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2025年～2029年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■子ども人口の推移と推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

単位：％

家庭類型	説明	現在	潜在
タイプ A	ひとり親家庭	7.6	7.6
タイプ B	フルタイム×フルタイム	56.5	58.6
タイプ C	フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+月下限時間[48～64 時間]～120 時間の一部)	20.3	18.6
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64 時間]未満+月下限時間[48～64 時間]～120 時間の一部)	0.8	0.6
タイプ D	専業主婦（夫）	14.3	14.3
タイプ E	パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上+月下限時間[48～64 時間]～120 時間の一部)	0.0	0.0
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64 時間]未満+月下限時間[48～64 時間]～120 時間の一部)	0.0	0.0
タイプ F	無業×無業	0.4	0.2

そして、2025（令和7）年度～2029（令和11）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：％（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
タイプ A	7.6	137	132	128	124	120
タイプ B	58.6	1,055	1,021	991	960	930
タイプ C	18.6	334	323	314	304	294
タイプ C'	0.6	11	11	11	10	10
タイプ D	14.3	258	250	242	235	227
タイプ E	0.0	0	0	0	0	0
タイプ E'	0.0	0	0	0	0	0
タイプ F	0.2	4	4	4	3	3

推計児童数 (0～5 歳)	100.0	1,798	1,741	1,690	1,636	1,585
------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

第3節 教育・保育の量の見込みおよび確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設(幼稚園、認定こども園)

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関(学校)で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できます。一方、認定こども園は認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

現 状

○ニーズ調査結果から、就学前児童の教育施設の利用状況は、「認定こども園」は36.3%、「幼稚園」は7.6%となっています。

■教育施設(幼稚園、認定こども園)の利用状況の推移

単位:人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	282	283	274	244	242
1号認定	83	84	85	56	41
2号認定(教育ニーズ)	199	199	189	188	201
②第二期計画値	368	368	368	368	368
市内施設	368	368	368	368	368
乖離(②-①)	86	85	94	124	126

(各年度4月1日現在)



■教育施設(幼稚園、認定こども園)の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	217	211	202	195	188
1号認定	57	55	53	51	49
2号認定(教育ニーズ)	160	156	149	144	139
②確保目標量	325	325	325	325	325
特定教育・保育施設	325	325	325	325	325
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	108	114	123	130	137

(各年度4月1日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025~2029年度	○市全体で、提供体制に不足は生じない見込みです。 ○既存施設により教育の提供を確保します。

② 保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業)

認可保育所は保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園は認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。また、地域型保育事業は小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設(企業主導型保育施設)、居宅訪問型保育事業の総称です。

現 状

○ニーズ調査結果から、就学前児童の保育施設の利用状況は、「認可保育所」は52.6%、「認定こども園」は36.3%、「認可外保育施設」は1.6%、「小規模保育事業」は0.4%となっています。

■保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業)の利用状況の推移

単位:人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	1,650	1,589	1,488	1,437	1,387
特定教育・保育施設	1,639	1,576	1,479	1,428	1,378
2号認定(保育ニーズ)	924	876	890	855	801
3号認定	715	700	589	573	577
0歳	100	99	73	80	81
1・2歳	615	601	516	493	496
地域型保育	11	13	9	9	9
3号認定	11	13	9	9	9
0歳	2	3	1	2	2
1・2歳	9	10	8	7	7
②第二期計画値	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931
特定教育・保育施設	1,912	1,912	1,912	1,912	1,912
2号認定(保育ニーズ)	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
3号認定	911	911	911	911	911
0歳	243	243	243	243	243
1・2歳	668	668	668	668	668
地域型保育	19	19	19	19	19
3号認定	19	19	19	19	19
0歳	3	3	3	3	3
1・2歳	16	16	16	16	16
乖離(②-①)	281	342	443	494	544

(各年度4月1日現在)



■保育施設（認可保育所、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1,275	1,234	1,198	1,160	1,124
2号認定(保育ニーズ)	713	692	663	640	618
3号認定	562	542	535	520	506
0歳	84	81	79	77	75
1歳	222	226	219	213	206
2歳	256	235	237	230	225
②確保目標量	1,630	1,630	1,630	1,630	1,630
特定教育・保育施設	1,630	1,630	1,630	1,630	1,630
2号認定(保育ニーズ)	875	875	875	875	875
3号認定	755	755	755	755	755
0歳	191	191	191	191	191
1歳	266	266	266	266	266
2歳	298	298	298	298	298
乖離(②-①)	355	396	432	470	506

(各年度4月1日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○市全体で、提供体制に不足は生じない見込みです。 ○既存施設により保育の提供を確保します。

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で保育を実施します。

現 状

○本市では実施していない事業ですが、今後、児童数の減少が見込まれることから、地域ニーズを把握のうえ必要に応じて認可を検討します。

○ニーズ調査結果から、就学前児童の「小規模保育事業」の利用希望は3.0%となっています。

② 事業所内保育事業(企業主導型保育施設)

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現 状

○本市では実施していない事業です。

○ニーズ調査結果から、就学前児童の「事業所内保育施設」の利用希望は4.7%となっています。

③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現 状

○本市では実施していない事業です。

○ニーズ調査結果から、就学前児童の「家庭的保育」の利用希望は1.7%となっています。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現 状

○本市では実施していない事業です。

○ニーズ調査結果から、就学前児童の「居宅訪問型保育」の利用希望は4.5%となっています。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

妊産婦および乳幼児の健康の保持増進と子育て家庭の相談支援を一体的に実施することにより、虐待への予防的な対応から子育てに不安を抱える家庭を含め、切れ目なくすべての子育て家庭に対し支援します。

現 状

○妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応し、安心して子育てできる環境の充実を図る必要があります。

■利用者支援事業の利用状況の推移

単位:か所

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実施か所数	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
②第二期計画値	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

■利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位:か所

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○こども家庭センターの設置により、従来の母子保健事業や関係機関と連携強化を図り、妊娠期から子育て期にわたる支援を推進します。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、様々な行事を通じた交流や、家庭での子育てに関する不安や悩み解消のための相談事業などにより、子育てを支援します。

現 状

○地域子育て支援拠点事業は、市内7施設で実施しています。

○ニーズ調査結果から、就学前児童の「地域子育て支援拠点事業」の利用状況は、9.0%となっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位:人回

実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)
①年間総利用数	8,032	6,010	6,404	10,331	9,429
②第二期計画値	22,361	21,863	21,105	20,347	19,628
乖離(②-①)	14,329	15,853	14,701	10,016	10,199

(各年度3月31日現在)



■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位:人回

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	10,230	11,099	12,041	13,064	14,173
②確保目標量	10,230	11,099	12,041	13,064	14,173
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○既存の施設により提供体制が確保されているため、現状の提供体制を維持し実施します。 ○事業の周知を図るとともに、今後の利用状況の推移により、適正な実施箇所数を検討します。

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる家庭の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供します。また、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげます。

現 状

〇市内の乳児のいる家庭を全戸訪問し、「子どもすこやか手帳」を配布して子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

■乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位:人

実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)
①年間実利用者数	308	275	298	273	240
②第二期計画値	348	336	324	313	302
乖離(②-①)	40	61	26	40	62

(各年度3月31日現在)



■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	240	233	226	219	212
②確保目標量	240	233	226	219	212
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	〇乳児のいるすべての家庭を訪問し、現状の提供体制を維持し実施します。

② 養育支援訪問事業

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要と認められる家庭を支援します。

現 状

○養育支援が必要な家庭に対して、妊産婦指導員や家庭相談員を配置して、児童や家庭および女性相談業務を行っています。

■養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位:人

実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)
①年間実利用者数	129	101	90	176	250
②第二期計画値	50	50	50	50	50
乖離(②-①)	▲79	▲51	▲40	▲126	▲200

(各年度3月31日現在)



■養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	250	240	240	230	230
②確保目標量	250	240	240	230	230
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○こども家庭センターにおいて、母子保健および児童福祉の両分野が一体となって適切な養育支援を行います。

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合、施設等に短期間児童を預け、児童および保護者に対し必要な支援を行います。

現 状

○乳児院、児童養護施設と委託契約し、事業を実施しています。

○保護者の入院や精神不安定等により、児童の養育が一時的に困難とする家庭の児童を一定期間受け入れ、育児の負担軽減を図りました。

■子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位:人日

実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)
①年間総利用数	0	0	10	17	21
②第二期計画値	6	6	6	6	6
乖離(②-①)	6	6	▲4	▲11	▲15

(各年度3月31日現在)



■子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

単位:人日

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	49	49	49	49	49
②確保目標量	49	49	49	49	49
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○市内施設のほか、市外の施設と連携のうえ、提供体制を確保します。

② 一時預かり事業

保護者が何らかの事情により保育ができなくなった在宅の児童を預かる事業です。

現 状

〇ニーズ調査結果から、就学前児童の「一時預かり」の利用状況は、幼稚園型が 4.9%、幼稚園型以外が 5.8%となっています。

■一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)
①年間総利用数	39,544	39,768	37,016	37,427	39,901
1号認定	39,524	39,753	36,990	37,394	39,848
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	20	15	26	33	53
②第二期計画値	7,324	7,063	6,811	6,568	6,333
乖離(②－①)	▲32,220	▲32,705	▲30,205	▲30,859	▲33,568

(各年度3月 31 日現在)

■一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	31,749	30,956	29,568	28,577	27,586
幼稚園型	31,720	30,927	29,539	28,548	27,557
幼稚園型以外	29	29	29	29	29
②確保目標量	31,749	30,956	29,568	28,577	27,586
幼稚園型	31,720	30,927	29,539	28,548	27,557
幼稚園型以外	29	29	29	29	29
乖離(②－①)	0	0	0	0	0

(各年度3月 31 日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	〇既存の施設により提供体制が確保されているため、現状の提供体制を維持し実施します。

③ 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者が仕事等のために児童の保育を希望する場合、通常の保育所等の開閉所時間を超えて保育を行い、保護者の利便性の向上を図ります。

現 状

〇市内にある保育施設 26 か所で実施しています。

■時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位:人

実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)
①年間実利用者数	1,095	1,009	923	897	882
②第二期計画値	1,147	1,113	1,080	1,048	1,017
乖離(②-①)	52	104	157	151	135

(各年度3月 31 日現在)



■時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	811	785	762	738	715
②確保目標量	811	785	762	738	715
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月 31 日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	〇既存の施設により、提供体制が確保されているため、現状の提供体制を維持し実施します。

④ 病児保育事業

病気の急性期または回復期にあって、集団保育が困難な児童で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない場合に、病院等に設置された専用スペースにおいて一時的に保育を行います。

現 状

○病児保育事業は、市内1施設で開設しています。

○ニーズ調査結果から、就学前児童の利用状況をみると、「病児・病後児の保育を利用した」方は7.6%と僅かですが、父親・母親が休んで対処した方の50.8%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。また、小学校児童では「病児・病後児の保育を利用した」方は2.4%、父親・母親が休んで対処した方の24.9%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

■病児保育事業の利用状況の推移

単位:人日

実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)
①年間総利用数	312	551	334	447	410
②第二期計画値	615	596	578	560	543
乖離(②-①)	303	45	244	113	133

(各年度3月31日現在)



■病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位:人日

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	510	510	510	510	510
②確保目標量	510	510	510	510	510
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○既存の施設により、提供体制が確保されているため、現状の提供体制を維持し実施します。

(4) その他事業

① 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての支援を受けたい人(利用会員)と支援を行いたい人(支援会員)の連絡、調整を行うことで、相互援助活動を推進します。

現 状

○1 事業者に委託し実施しています。

○ニーズ調査結果から、就学前児童の「ファミリー・サポート・センター」の利用状況は、0.7%となっています。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の利用状況の推移

単位:人日

実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)
①年間利用者数	474	607	584	100	195
就学前児童	154	200	158	77	155
小学校低学年	176	106	165	15	28
小学校高学年	144	301	261	8	12
②第二期計画値	616	639	662	686	711
乖離(②-①)	142	32	78	586	516

(各年度3月31日現在)



■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の量の見込みと確保目標量

単位:人日

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	184	176	171	164	159
就学前児童	144	139	135	131	127
小学校低学年	28	26	25	22	22
小学校高学年	12	11	11	11	10
②確保目標量	184	176	171	164	159
就学前児童	144	139	135	131	127
小学校低学年	28	26	25	22	22
小学校高学年	12	11	11	11	10
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○現在の提供体制を維持し実施します。 ○事業の周知を図るとともに、支援会員の増員に努めます。

② 妊産婦委託健康診査事業

妊産婦と乳児の健康管理を行い、異常の早期発見・早期治療につなげるために妊産婦健康診査受診票を交付して健診費用の一部を助成します。

現 状

○妊娠届時に母子健康手帳と一緒に健康診査受診票を交付し、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図っています。

■妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位:人回

実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)
①年間実利用数	3,617	3,496	3,551	2,913	3,360
②第二期計画値	3,951	3,792	3,690	3,543	3,419
乖離(②-①)	334	296	139	630	59

(各年度3月31日現在)



■妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位:人回

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	3,262	3,164	3,066	2,968	2,884
②確保目標量	3,262	3,164	3,066	2,968	2,884
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○健康診査受診票を交付する際に定期的に健康診査を受けられるよう支援し、現状の提供体制を維持し実施します。

③ 子育て世帯訪問支援事業

子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭内の養育環境を整え、虐待の未然防止を図ります。

■子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保目標量

単位:人日

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	30	40	45	50	55
②確保目標量	30	40	45	50	55
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○事業実施に向けて提供体制を整備します。

④ 親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を持つ保護者に対し、児童の成長発達に応じた情報提供や相談および助言、同じ悩みを持つ保護者同士の交流の場を設け、虐待の未然防止に向けて親子間における適切な関係性の構築を図ります。

■親子関係形成支援事業の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	48	24	24	24	24
②確保目標量	48	24	24	24	24
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○事業実施に向けて提供体制を整備します。

⑤ 妊婦等包括相談支援事業

妊産婦や配偶者、子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図り、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、給付金を支給する経済的支援と一体的に実施する事業です。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位:回

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	676	655	636	617	599
②確保目標量	676	655	636	617	599
こども家庭センター	676	655	636	617	599
上記以外	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します。

⑥ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設を利用できる体制を整備し、保育施設を利用していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊びや生活の場を提供します。

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みと確保目標量

単位:人/日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
0歳児	5	5	5	5	5
1歳児	3	3	3	3	3
2歳児	2	2	2	2	2
②確保目標量	—	10	10	10	10
0歳児	—	5	5	5	5
1歳児	—	3	3	3	3
2歳児	—	2	2	2	2
乖離(②-①)	▲10	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○2026年度の事業実施に向けて提供体制を整備します。

⑦ 産後ケア事業

退院直後の母親に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、安心して子育てができるよう支援します。

■産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位:人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	186	186	186	186	186
②確保目標量	186	186	186	186	186
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○助産師による専門的なケアや支援が受けられるよう、提供体制を整備し実施します。

第5節 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

学校の放課後等に、家庭に保護者がいない児童を対象として、登録制による学童保育を行い、児童の健全育成に取り組みます。

現 状

○小学校全学年の児童を対象に、12 施設において事業が行われています。

○ニーズ調査結果から、「放課後児童クラブ（仲よし会）」の低学年時期の利用希望をみると、就学前児童では 70.2%、小学生では 29.7%となっています。

○ニーズ調査結果から、「放課後児童クラブ（仲よし会）」の高学年時期の利用希望をみると、就学前児童では 28.7%、小学生では 19.3%となっています。

■放課後児童クラブの利用状況の推移

単位：人

実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①年間実利用者数	808	797	770	741	692
1年生	271	269	266	244	230
2年生	245	246	232	231	206
3年生	148	169	140	133	137
4年生	97	59	78	77	64
5年生	26	41	31	42	35
6年生	21	13	23	14	20
②第二期計画値	762	731	724	702	681
1年生	262	251	249	242	234
2年生	233	223	221	214	208
3年生	154	148	146	142	138
4年生	66	63	63	60	59
5年生	34	33	32	31	30
6年生	13	13	13	13	12
乖離(②－①)	▲46	▲66	▲46	▲39	▲11

(各年度4月1日現在)



■放課後児童クラブの量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	720	677	629	591	564
1年生	261	206	198	192	187
2年生	204	228	180	173	167
3年生	132	125	140	110	106
4年生	73	67	63	71	56
5年生	33	34	31	29	33
6年生	17	17	17	16	15
②確保目標量	720	677	629	591	564
1年生	261	206	198	192	187
2年生	204	228	180	173	167
3年生	132	125	140	110	106
4年生	73	67	63	71	56
5年生	33	34	31	29	33
6年生	17	17	17	16	15
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度4月1日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○現在の提供体制を維持し実施します。 ○待機となった児童への支援と調整を図ります。

第6節 教育・保育の一体的提供と連携の推進

（１）質の高い教育・保育の提供

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が、幼稚園・保育所のお互いの役割や専門性、保育を相互理解するとともに、これからの教育・保育について学び合うための合同研修を開催します。

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、個々に応じた適切な教育・保育が提供されるよう、合同研修を通じ、職員の資質向上に努めます。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等も視野に入れながら、体制整備に努めます。

（２）教育・保育の一体的提供および推進

保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされています。

こうした動向を踏まえながら、本市においても保護者ニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを推進し、地域の実情に応じた認定こども園の整備を図ってきました。今後も、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も鑑みながら、必要に応じて検討します。

（３）幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校の連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫した繋がりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換、合同研究など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

第7節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

「教育・保育の無償化」に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施については、保護者の経済的負担の軽減や利便性に配慮し、過誤請求・支払いの防止に努め、公正かつ適正に行います。なお、法定代理受領については、施設等運営事業者と連携し、施設等運営事業者の経営・運営に配慮しながら行います。

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、確実・適正に行います。また、県と連携を図り、必要に応じて施設・事業者等の情報を共有し、適正な対応を行います。

第6章 計画の推進・評価体制

第1節 計画の推進体制

本計画は、基本理念の実現に向けて、7つの基本目標の達成を目指すため、以下の体制を構築し、子ども・子育て支援の施策や事業の推進を図ります。

（１）庁内における連携強化

庁内においては、健康福祉部こども支援課を中心に、関係部局との有機的な連携や緊密な調整を行いながら、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に計画を推進します。

（２）多様な主体との連携による推進

子ども自身とすべての子育て家庭を支援する施策を推進するためには、行政だけではなく、様々な分野における関わりが必要となります。家庭をはじめ、地域、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、企業、その他関係機関・団体等との連携・協働を図りながら計画を推進します。

（３）情報の提供・周知

計画の内容や子ども・子育て支援の様々な施策や事業の情報を広く市民に知ってもらうために、広報や市ホームページ・SNSなどを通じて公表し、周知に努めながら計画を推進します。

（４）広域的な連携

幼稚園・保育所・認定こども園の広域利用、子育て支援従事者の資質向上に係る取組、児童虐待防止対策、障がい児への対応など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や県、近隣市町村と連携・調整を図りながら計画を推進します。

第2節 計画の評価体制

基本理念の実現に向けて、計画が着実に実行・推進されているか各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行い、その結果を事業に反映させていく体制を構築します。

（１）計画の評価・進行管理

子ども・子育て支援事業計画は、計画を立案（plan）、実践（do）することはもちろん、設定した目標や計画策定後も適切に評価（check）、改善（action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル『PDCAサイクル』に基づき、定期的に点検・評価する機会を設け、進行を管理します。

（２）計画の見直し・改善

評価した結果や進行状況は、「十和田市子ども・子育て支援会議」へ報告案件とし、委員から評価や意見をいただき、必要な見直し・改善を図ります。

また、計画期間の中間年において、量の見込みが著しく計画数と乖離した場合は、国の指針に従い、必要な見直しを行います。

計画の見直し・改善をした場合は、広報や市ホームページなどで公表し、周知に努めていきます。

